

# 点検評価ポートフォリオ

## 京都市立芸術大学

2021 年 5 月



## はじめに

本学では、平成 17 年度に自己点検・評価委員会を大学内に設置し、教育研究活動並びに法令遵守状況などの観点から点検・評価を行ってきた。また、美術学部では将来構想委員会や学科教育検討部会、音楽学部では教務委員会において、長期的視野から、教育研究の質の向上、並びにアドミッション・ポリシーに適う学生の確保等に関する課題の抽出や対応の検討が行われており、そうした各委員会における活動も、広く自己点検・評価活動に位置づけることができる。

しかしながら、美術・音楽両学部ともに少人数教育が徹底されていることや、教育のあり方などが常に議論されていることなどから、教育の改善についての全学的な点検・評価に関わる組織的な取組には未整備な部分があった。そのため、平成 24 年の公立大学法人化及び平成 26 年度の認証評価受審を契機に、公立大学法人京都市立芸術大学自己点検・評価委員会規程を新たに定め、評価業務全般を担当する理事をトップに、三機関（美術学部・研究科、音楽学部・研究科、日本伝統音楽研究センター）及び事務局から委員を選出して全学的な点検・評価体制を整備した。新たな自己点検・評価委員会では、学校教育法第 109 条第 1 項に定める点検及び評価に関し必要な事項及び設置団体である京都市の中期計画等に関して必要なことを審議することに加え、全学的な点検・評価に関し必要な事項を審議することとした。

現状では、学校教育法第 109 条第 1 項に定める点検及び評価については、中期計画に係る年度計画の策定とその業務実績評価をもって自己点検・評価に代えているのが実態である。具体的には、第 1 期中期計画期間の中間評価や第 2 期中期計画の策定を行うとともに、認証評価に関しての審議を行ってきた。

現在、少子化の進行による大学間競争の激化などをはじめとする高等教育を取り巻く環境は一層厳しくなっており、本学においてもより一層の教育研究活動の充実を図っていく必要がある。そのためにも、全学的な自己点検・評価活動の活発化を図る必要がある。



# 目次

大学の概要	2
大学の目的	6
<b>I 「基準1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料</b>	
イ 教育研究上の基本となる組織に関する事(①大学)	8
(②大学院)	10
ロ 教員組織に関する事(①大学)	12
(②大学院)	14
ハ 教育課程に関する事(①大学)	16
(②大学院)	18
ニ 施設及び設備に関する事	20
ホ 事務組織に関する事	22
ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関する事	24
ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関する事	26
チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関する事	28
リ 財務に関する事	30
ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関する事	32
<b>II 「基準2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料</b>	35
取組み1 「授業に関するアンケート等に基づく授業改善の取組」	37
取組み2 「卒業修了時アンケートに基づく学生支援活動への取組」	38
取組み3 「学習環境アンケートに基づく学習環境改善への取組」	39
取組み4 「研究教育水準の向上を図るための資金獲得に関する取組」	40
<b>III 「基準3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料</b>	43
取組み1 「質の高い芸術教育を行うための取組について」	45
取組み2 「芸術大学ならではの実技教育の実践について」	46
取組み3 「地域社会との連携について」	47
取組み4 「芸術資源のアーカイブと公開に関する取組について」	48
取組み5 「学生の自主的実践的な活動を支援する取組について」	49
認証評価共通基礎データ	51

## 大学の概要

### (1) 大学名

公立大学法人京都市立芸術大学

### (2) 所在地

京都市西京区大枝沓掛町13-6

### (3) 学部等の構成

美術学部

音楽学部

大学院美術研究科

大学院音楽研究科

### (4) 学生数及び教職員数（令和3年5月1日現在）

学生：学部 829 人（美術 566 人，音楽 263 人）

修士 213 人（美術 151 人，音楽 62 人）

博士 35 人（美術 26 人，音楽 9 人）

教員：専任教員 97 人

職員：61 人

### (5) 理念と特徴

#### 教育・研究理念

21 世紀は、あらゆる人間と自然が多様性をもって地球の上に共存しうる新たな文明社会を構築することが求められる時代です。そうしたなかで、芸術が果たす役割はますます大きなものになっています。なぜなら芸術は、太古以来、そこに培われた多様な技術と知恵をもって、人間と人間、人間と自然を創造的に結びつけてきたからです。

本学は、こうした芸術の普遍的意義を担う人材を育成するため、教育・研究理念に以下の三つの柱を建てています。

#### 1 本学独自の伝統をふまえ、芸術の教育研究を「創造活動」として推進すること

芸術の教育研究はそれ自体がひとつの「創造活動」でなければなりません。建学以来、本学はたえず人間の創造性という原点に立ち、社会や文化全体に貢献しうる芸術の研究教育の理想を迫及してきました。自由で豊かな発想とたしかな基礎力の育成を重視し、専門性の深化と同時に分野を横断する交流を促進する本学の理念は、日本の高等芸術教育に新しい展望を切り開くものでもありました。それはまた、実技と理論を有機的に結びつけ、教育・研究の場をたえず柔軟で開かれた「創造の現場」として展開していく本学独自の校風を支えています。

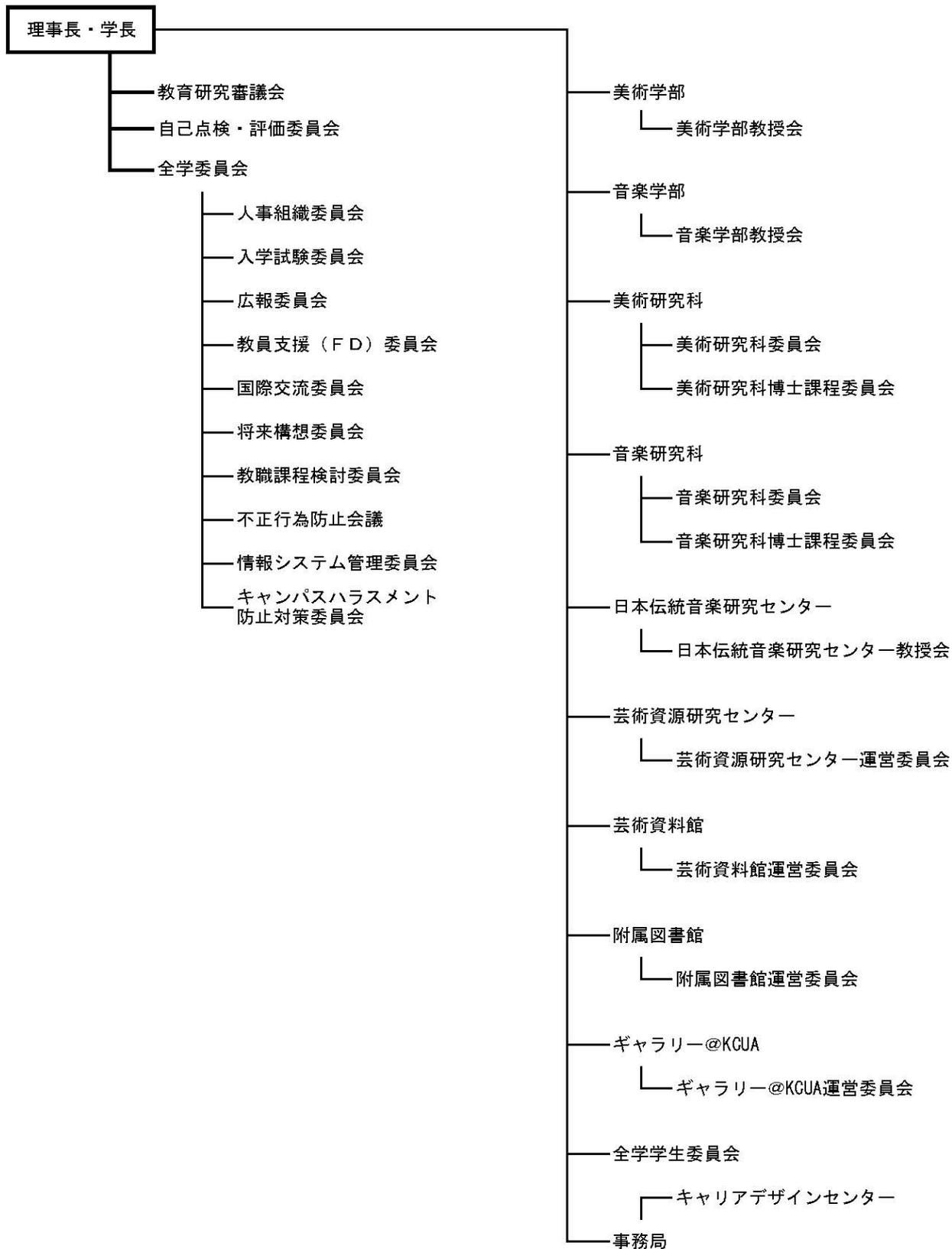
## 2 少数精鋭の高度な教育体制を維持・展開させること

芸術創造の技術と精神は、適切な規模と設備をそなえた創造的環境の中でこそ養われます。本学の特色は、美術と音楽の各専門分野で活躍する芸術家・研究者・教育者による少数精鋭の高度な研究教育環境にあります。それは、教員と学生相互の親密で豊かなコミュニケーションを支え、学生自身の自己発見・自己啓発の機会を最大限に保証するとともに、分野を横断する活発な交流を促しています。

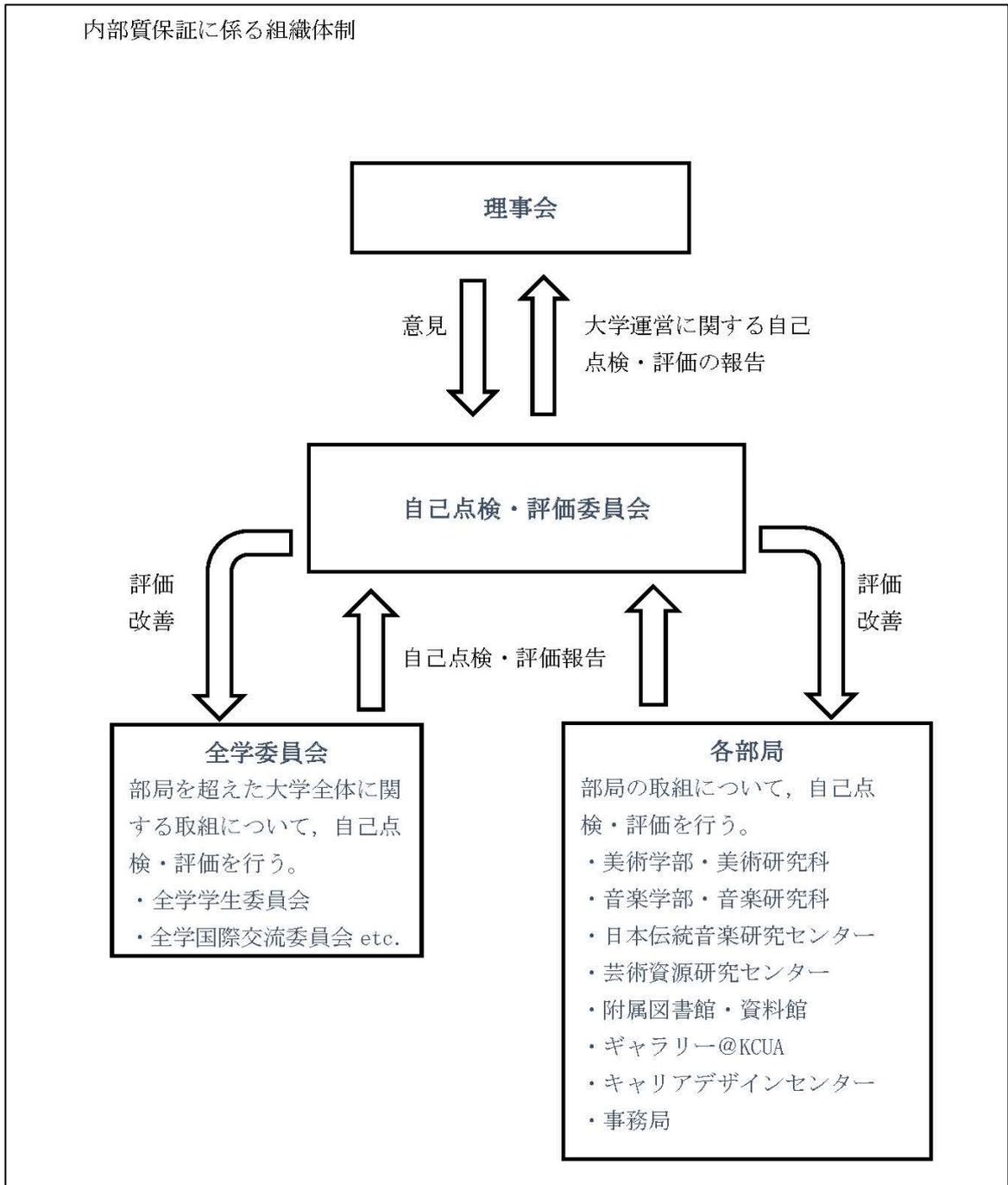
## 3 地域社会と連携しつつ、文化首都・京都の特質を活かした国際的な芸術文化の交流拠点となること

日本の芸術文化を育んだ文化首都・京都は、豊かな伝統文化・伝統産業が存在するとともに、先進的な学術研究や産業が活発に展開する国際的な文化交流の中心地でもあります。本学は、この京都の文化的土壌に根ざしながら、芸術を広く地域社会に発信し、学術・産業・生活文化の諸分野に創造的な視点と活力をもたらすこと、そして世界の多様な芸術文化が交流しあう国際的な芸術創造と研究の拠点となることをめざします。

(6) 大学組織図



(7) 内部質保証体制図



本学では、教育研究水準の向上のため、自己点検評価委員会を設置し全学的な自己点検を実施することとしている。また、自己点検評価委員会は、認証評価で指摘された事項について、各部局に改善をもとめ、改善状況の進捗管理や各部局からの改善案について全学的な視点での分析・評価を行う。

## 大学の目的

### (1) 公立大学法人京都市立芸術大学定款

#### (目的)

第1条 この公立大学法人は、国際的な芸術文化の都である京都において、京都市立芸術大学を設置し、及び管理し、長い歴史の中で行われてきた京都ならではの人的な交流を生かして自由に独創的な研究を行うとともに、当該研究に基づく質の高い芸術教育を行うことにより、次世代の芸術文化を先導する創造的な人材を生み出し、京都における芸術文化に関する創造的な活動の活性化を図り、及び当該活動の成果を広く世界に発信し、もって国内外の芸術文化の発展に寄与することを目的とする。

### (2) 京都市立芸術大学学則

#### (目的)

第1条 京都市立芸術大学は、広く知識を授けるとともに、深く芸術に関する理論、技能及びその応用を教授研究し、もって文化の向上に寄与することを目的とする。

### (3) 京都市立芸術大学大学院学則

#### (目的)

第1条 京都市立芸術大学大学院は、芸術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする。

## I 「基準 1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料

# イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (①大学)

## (1) 自己点検・評価の実施状況

<p><b>(1) 目的</b>          本学は、学校教育法第83条の趣旨に基づいて教育研究上の目的を京都市立芸術大学学則（以下「学則」という。）第1条に定め、教育研究上の組織として美術学部、音楽学部の2学部を設置している。本学では教育研究の理念を「国内外の芸術文化の発展に寄与すること」と定め、大学設置基準第2条を踏まえ、学部ごとの人材育成上の目的を、学則第4条第2項にそれぞれ定めている。</p> <p><b>(2) 学部組織と各専攻の名称</b>          本学は、学則第4条第2項に定められた教育研究上の目的を達成するため、学則第4条第1項において、美術学部、音楽学部の2学部の設置を定めている。          さらに、学則第9条において、美術学部には美術科、デザイン科、工芸科、総合芸術学科の4学科を、音楽学部には音楽学科の1学科を置くこととしている。          加えて、学則第9条において、美術科は日本画専攻、油画専攻、彫刻専攻、版画専攻、構想設計専攻の5専攻から構成すること、デザイン科はビジュアル・デザイン専攻、環境デザイン専攻、プロダクト・デザイン専攻の3専攻から構成すること、工芸科は陶磁器専攻、漆工専攻、染織専攻の3専攻から構成すること、総合芸術学科は総合芸術学専攻の1専攻から構成すること、音楽学科は作曲専攻、指揮専攻、ピアノ専攻、弦楽専攻、管・打楽専攻、声楽専攻、音楽学専攻の7専攻から構成することを定めている。          上記の学部及び学科の名称は、学則第4条第2項の各学部の教育研究上及び人材育成上の目的に鑑みて、適当である。</p> <p><b>(3) 収容定員</b>          収容定員については、学則第9条に定めている。現在、総合芸術学科では学生数が収容定員を下回っている。これは、転科や中途退学が原因となっている。</p>	<p>その他の学科については、毎年度一定の留年者や休学からの復学者が出ていることを原因として、学生数が収容定員を上回っているが、制作・演奏スペースや、指導体制については、必要な教育環境を確保している。</p> <p>【表 I-1】各学部学科の入学定員と入学者数、収容定員と学生数          (令和3年5月1日時点)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学部</th> <th>学科</th> <th>専攻</th> <th>入学定員</th> <th>入学者数</th> <th>収容定員</th> <th>学生数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">美術</td> <td rowspan="4">美術科</td> <td>日本画</td> <td rowspan="4">70</td> <td rowspan="4">70</td> <td rowspan="4">280</td> <td rowspan="4">301</td> </tr> <tr> <td>油画</td> </tr> <tr> <td>彫刻</td> </tr> <tr> <td>版画</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">デザイン科</td> <td>構想設計</td> <td rowspan="3">30</td> <td rowspan="3">30</td> <td rowspan="3">120</td> <td rowspan="3">121</td> </tr> <tr> <td>ビジュアル・デザイン</td> </tr> <tr> <td>環境デザイン</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">工芸科</td> <td>プロダクト・デザイン</td> <td rowspan="3">30</td> <td rowspan="3">30</td> <td rowspan="3">120</td> <td rowspan="3">125</td> </tr> <tr> <td>陶磁器</td> </tr> <tr> <td>漆工</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">総合芸術学科</td> <td>染織</td> <td rowspan="2">5</td> <td rowspan="2">5</td> <td rowspan="2">20</td> <td rowspan="2">19</td> </tr> <tr> <td>総合芸術学</td> </tr> <tr> <td colspan="3">計</td> <td>135</td> <td>135</td> <td>540</td> <td>566</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">音楽</td> <td rowspan="6">音楽学科</td> <td>作曲</td> <td rowspan="6">65</td> <td rowspan="6">65</td> <td rowspan="6">260</td> <td rowspan="6">263</td> </tr> <tr> <td>指揮</td> </tr> <tr> <td>ピアノ</td> </tr> <tr> <td>弦楽</td> </tr> <tr> <td>管・打楽</td> </tr> <tr> <td>声楽</td> </tr> <tr> <td>音楽学</td> </tr> <tr> <td colspan="3">計</td> <td>65</td> <td>65</td> <td>260</td> <td>263</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>800</td> <td>829</td> </tr> </tbody> </table>	学部	学科	専攻	入学定員	入学者数	収容定員	学生数	美術	美術科	日本画	70	70	280	301	油画	彫刻	版画	デザイン科	構想設計	30	30	120	121	ビジュアル・デザイン	環境デザイン	工芸科	プロダクト・デザイン	30	30	120	125	陶磁器	漆工	総合芸術学科	染織	5	5	20	19	総合芸術学	計			135	135	540	566	音楽	音楽学科	作曲	65	65	260	263	指揮	ピアノ	弦楽	管・打楽	声楽	音楽学	計			65	65	260	263	合計			200	200	800	829
学部	学科	専攻	入学定員	入学者数	収容定員	学生数																																																																					
美術	美術科	日本画	70	70	280	301																																																																					
		油画																																																																									
		彫刻																																																																									
		版画																																																																									
	デザイン科	構想設計	30	30	120	121																																																																					
		ビジュアル・デザイン																																																																									
		環境デザイン																																																																									
	工芸科	プロダクト・デザイン	30	30	120	125																																																																					
		陶磁器																																																																									
		漆工																																																																									
総合芸術学科	染織	5	5	20	19																																																																						
	総合芸術学																																																																										
計			135	135	540	566																																																																					
音楽	音楽学科	作曲	65	65	260	263																																																																					
		指揮																																																																									
		ピアノ																																																																									
		弦楽																																																																									
		管・打楽																																																																									
		声楽																																																																									
	音楽学																																																																										
計			65	65	260	263																																																																					
合計			200	200	800	829																																																																					
自己評価結果	学部組織及び名称について、各学部の教育研究上及び人材育成上の目的に鑑みて、目的を果たすために必要不可欠な構成要件を満たしている。																																																																										
優れた点	各学部の目的を実現するために必要な専攻を設置し、優れた芸術家・研究者となりうる人材を育成するのに必要な少人数教育を実現するための適切な収容定員を定めている。																																																																										
改善を要する点																																																																											

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料（リンク）
	<b>教育基本法</b>	
①	<b>第七条（大学）</b> 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。	<a href="#">京都市立芸術大学学則</a> 第1条（目的）
	<b>学校教育法</b>	
②	<b>第八十三条</b> 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。 ② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。	<a href="#">京都市立芸術大学学則</a> 第1条（目的）
	<b>大学設置基準</b>	
③	<b>第二条（教育研究上の目的）</b> 大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。	<a href="#">京都市立芸術大学学則</a> 第4条第2項（学部）
④	<b>第三条（学部）</b> 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究上適当な規模内容を有し、教員組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。	<a href="#">京都市立芸術大学学則</a> 第4条第1項（学部） <a href="#">教員紹介</a>
⑤	<b>第四条（学科）</b> 学部には、専攻により学科を設ける。 2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。	<a href="#">京都市立芸術大学学則</a> 第9条（学科、専攻及び収容定員）
⑥	<b>第五条（課程）</b> 学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。	課程は設けてない。
⑦	<b>第十八条（収容定員）</b> 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第五十七条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。 2 収容定員は、教員組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。 3 大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。 ※ 入学定員の超過率については、平成十五年文部科学省告示第四十五号、平成二十七年文部科学省告示第百五十四号を参考とすること	<a href="#">京都市立芸術大学学則</a> 第9条（学科、専攻及び収容定員） <a href="#">認証評価共通基礎データ</a>
⑧	<b>第四十条の四（大学等の名称）</b> 大学、学部及び学科（以下「大学等」という。）の名称は、大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。	<a href="#">京都市立芸術大学学則</a> 第4条第1項（学部） 第9条（学科、専攻及び収容定員）

# イ 教育研究上の基本となる組織に関すること（②大学院）

## （１）自己点検・評価の実施状況

### （１）目的

本学は、学校教育法第 99 条の趣旨に基づいて教育研究上の目的を京都市立芸術大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 1 条に定め、教育研究上の組織として美術研究科、音楽研究科の 2 研究科を設置している。また、本学では教育研究の理念を「国内外の芸術文化の発展に寄与すること」と定め、大学院設置基準第 1 条の 2 を踏まえ、修士課程及び博士（後期）課程それぞれの人材育成上の目的を、大学院学則第 3 条第 2 項各号に定めている。

### （２）大学院組織と各領域の名称

大学院は、大学院学則第 3 条第 2 項各号に定められた教育研究上の目的を達成するため、大学院学則第 2 条において、美術研究科、音楽研究科の設置を定めている。

また、大学院学則第 4 条において、美術研究科修士課程に絵画専攻、彫刻専攻、デザイン専攻、工芸専攻、芸術学専攻、保存修復専攻の 6 専攻を設置すること、美術研究科博士（後期）課程に美術専攻の 1 専攻を設置すること、音楽研究科修士課程に作曲・指揮専攻、器楽専攻、声楽専攻、音楽学専攻、日本音楽研究専攻の 5 専攻を設置すること、音楽研究科博士（後期）課程に音楽専攻の 1 専攻を設置することを定めている。

さらに、各研究科博士（後期）課程において、人材養成に関する目的を達成するため、美術研究科博士（後期）課程美術専攻には、日本画領域、油画領域、版画領域、構想設計領域、彫刻領域、ビジュアル・デザイン領域、環境デザイン領域、プロダクト・デザイン領域、陶磁器領域、漆工領域、染織領域、産業工芸・意匠領域、芸術学領域、保存修復領域の 14 研究領域を設置し、音楽研究科博士（後期）課程音楽専攻には、作曲・指揮領域、器楽領域、声楽領域、音楽学領域の 4 研究領域を設置している。

上記の研究科及び学科・領域の名称は、大学院学則第 3 条第 2 項の各研究科の教育研究上及び人材育成上の目的に鑑みて、適当である。

### （３）収容定員

各研究科における収容定員については、大学院学則第 4 条に定めている。現在、学生数が収容定員を下回っている専攻が一部あるが、これは入学定員を満たしていない年度があることが原因となっている。

また、学生数が収容定員を上回っている専攻がある。これは、留学生の受け入れや毎年度一定の留年者や休学からの復学者が出ていることが原因となっている。教育環境についてはすべての学生に必要な制作・演奏スペースや指導体制を整えている。

【表 1-2】 大学院各研究科各専攻の入学定員と入学者数、収容定員と

学生数(令和 3 年 5 月 1 日時点)

研究科	課程	専攻	入学定員	入学者数	収容定員	学生数
美術	修士	絵画	26	34	52	66
		彫刻	5	6	10	13
		デザイン	9	16	18	31
		工芸	13	10	26	28
		芸術学	3	3	6	8
		保存修復	2	4	4	5
	計		58	73	116	151
博士（後期）	美術		16	6	48	26
音楽	修士	作曲・指揮	3	1	6	4
		器楽	10	14	20	33
		声楽	5	5	10	14
		音楽学	3	1	6	3
		日本音楽研究	3	3	6	8
	計		24	24	48	62
博士（後期）	音楽		5	1	15	9
合計			103	104	227	248

自己評価結果 研究科組織及び名称について、各研究科の教育研究上及び人材育成上の目的に鑑みて、目的を果たすために必要不可欠な構成要件を満たしている。

優れた点 各研究科の目的を実現するために必要な専攻を設置し、各専攻における高度な専門的知識を学び活かす人材を育てるために必要な収容定員を定めている。

改善を要する点

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<b>第九十九条</b> 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。 ② 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。	<a href="#">京都市立芸術大学大学院学則</a> 第1条（目的）
	<b>大学院設置基準</b>	
②	<b>第一条の二（教育研究上の目的）</b> 大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。	<a href="#">京都市立芸術大学大学院学則</a> 第3条第2項（課程）
③	<b>第二条（大学院の課程）</b> 大学院における課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程（学校教育法第九十九条第二項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とする。 2 大学院には、修士課程、博士課程及び専門職学位課程のうち二以上を併せ置き、又はそのいずれかを置くものとする。	<a href="#">京都市立芸術大学大学院学則</a> 第3条第1項（課程）
④	<b>第三条（修士課程）</b> 修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。 2 修士課程の標準修業年限は、二年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、二年を超えるものとする。ことができる。 3 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を一年以上二年未満の期間とすることができる。	<a href="#">京都市立芸術大学大学院学則</a> 第3条第2項第1号（課程） 第3条第2項第3号（課程） 第14条第1項（修業年限）
⑤	<b>第四条（博士課程）</b> 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。 2 博士課程の標準修業年限は、五年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、五年を超えるものとする。ことができる。 3 博士課程は、これを前期二年及び後期三年の課程に区分し、又はこの区分を設けないものとする。ただし、博士課程を前期及び後期の課程に区分する場合において、教育研究上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、前期の課程については二年を、後期の課程については三年を超えるものとする。ことができる。 4 前期二年及び後期三年の課程に区分する博士課程においては、その前期二年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。前項ただし書の規定により二年を超えるものとした前期の課程についても、同様とする。 5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、第三項に規定する後期三年の課程のみの博士課程を置くことができる。この場合において、当該課程の標準修業年限は、三年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、三年を超えるものとする。ことができる。	<a href="#">京都市立芸術大学大学院学則</a> 第3条第2項第2号（課程） 第3条第2項第4号（課程） 第14条第2項（修業年限）
⑥	<b>第五条（研究科）</b> 研究科は、専門分野に応じて、教育研究上の目的から組織されるものであつて、専攻の種類及び数、教員数その他が大学院の基本となる組織として適当な規模内容を有すると認められるものとする。	<a href="#">京都市立芸術大学大学院学則</a> 第2条（研究科） 認証評価共通基礎データ
⑦	<b>第六条（専攻）</b> 研究科には、それぞれの専攻分野の教育研究を行うため、数個の専攻を置くことを常例とする。ただし、教育研究上適当と認められる場合には、一個の専攻のみを置くことができる。 2 前期及び後期の課程に区分する博士課程においては、教育研究上適当と認められる場合には、前期の課程と後期の課程で異なる専攻を置くことができるものとする。	<a href="#">京都市立芸術大学大学院学則</a> 第4条（専攻及び収容定員）
⑧	<b>第十条（収容定員）</b> 収容定員は、教員組織及び施設設備その他の教育研究上の諸条件を総合的に考慮し、課程の区分に応じ専攻を単位として研究科ごとに定めるものとする。 2 前項の場合において、第四十五条の規定により外国に研究科、専攻その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を明示するものとする。 3 大学院は、教育研究にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。	<a href="#">京都市立芸術大学大学院学則</a> 第4条（専攻及び収容定員）
⑨	<b>第二十二條の四（研究科等の名称）</b> 研究科及び専攻（以下「研究科等」という。）の名称は、研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。	<a href="#">京都市立芸術大学大学院学則</a> 第3条第2項（課程） 第4条（専攻及び収容定員）

## ロ 教員組織に関すること（①大学）

### （１）自己点検・評価の実施状況

#### （１）教授会の設置状況

本学では、学則第 10 条及び大学院学則第 5 条に従い、各学部に教授会を、各研究科に研究科委員会を設置し、教育研究及び運営に関する重要な事項について審議している。

また、各学部の教授会を運営するために、京都市立芸術大学美術学部教授会規程、京都市立芸術大学音楽学部教授会規程を定めている。

#### （２）教員組織及び採用について

##### ① 教員組織

【表 I-3】各学部学科の教員数

学部	学科	必要な教員数	教授	准教授	講師
美術	美術	9	15	9	3
	デザイン	6	6	2	1
	工芸	6	8	4	2
	総合芸術学	6	5	3	0
音楽	音楽	10	13	8	2
共通教育		-	0	4	1
教職課程		-	2	0	1

##### ② 採用及び年齢構成

教員の採用基準については、大学設置基準の規定に基づき、京都市立芸術大学教員選考基準に定めるとともに、具体的な選考方法については京都市立芸術大学美術学部教員採用選考規程、京都市立芸術大学音楽学部教員採用選考規程で定めている。

また、教員の年齢構成については、【表 I-4】に示す通り、美術学部・音楽学部ともに特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないように採用をしている。これは、京都市立芸術大学美術学部教員採用選考規程第 2 条第 1 項、京都市立芸術大学音楽学部教員採用選考規程 2 条第 1 項において教員採用選考の際に年齢構成を考慮することと規定していることに基づいている。

【表 I-4】各学部教員年齢構成

学部	60代	50代	40代	30代	20代
美術	12	22	25	6	0
音楽	8	11	4	1	0
全体	20	33	29	7	0

さらに、教員の採用に際して各学部教員の少なくとも 40% が女性となるように教育研究審議会で人事方針を定めている。

【表 I-5】各学部教員男女比

	平成 26 年度			令和 3 年度		
	男性	女性	女性割合	男性	女性	女性割合
美術	51	14	21.5%	43	22	33.8%
音楽	14	10	41.7%	14	10	41.7%
全体	65	24	27.0%	57	32	36.0%

#### （３）担当科目について

本学の教育上主要となる専攻教育においては、専任の教授又は准教授を含む専攻の専任教員が担当している。また、専攻教育以外の授業科目についても、なるべく専任教員が行うようにカリキュラムを作成している。

自己評価結果	教授会の設置及び教員の配置について適切に行われている。教員の年齢構成については、30 代以下の教員の割合が少ない。本学では芸術教育において実技指導を重視しており、高度な教育体制を維持するためこれまでから教育や研究面だけでなく実社会における経歴や業績を重視してきた。そのため、専任教員の着任年齢が高くなる傾向はやむを得ないといえる。
優れた点	
改善を要する点	

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p><b>第九十三条</b>            大学に、教授会を置く。            ② 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。            一 学生の入学、卒業及び課程の修了            二 学位の授与            三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの            ③ 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。            ④ 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。</p>	<a href="#">京都市立芸術大学学則</a> 第10条第1項（教授会） <a href="#">京都市立芸術大学大学院学則</a> 第5条第1項（研究科委員会） <a href="#">京都市立芸術大学美術学部教授会規程</a> <a href="#">京都市立芸術大学音楽学部教授会規程</a> <a href="#">京都市立芸術大学大学院研究科委員会規程</a>
	大学設置基準	
②	<p><b>第七条（教員組織）</b>            大学は、その教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。            2 大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする。            3 大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。            4 大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。</p> <p>※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条、大学設置基準第十四条・第十五条・第十六条・第十六条の二・第十七条を参照すること</p>	<a href="#">京都市立芸術大学学則</a> 第8条（職員） <a href="#">京都市立芸術大学大学教員選考基準</a> 第1条（趣旨） <a href="#">京都市立芸術大学美術学部教員採用選考規程</a> 第2条第1項（採用候補者の内申） 京都市立芸術大学美術学部教員採用選考規程に関する申合せ事項 <a href="#">京都市立芸術大学音楽学部教員採用選考規程</a> 第2条第1項（採用候補者の内申） <a href="#">公立大学法人京都市立芸術大学の役員等体制</a> <a href="#">京都市立芸術大学全学人事組織委員会規程</a> 第5条（審議事項） 認証評価共通基礎データ
③	<p><b>第十条（授業科目の担当）</b>            大学は、教育上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教（第十三条、第四十六条第一項及び第五十五条において「教授等」という。）に担当させるものとする。            2 大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。</p>	<a href="#">シラバス</a> <a href="#">美術学部履修の手引き</a> <a href="#">音楽学部履修の手引き</a>
④	<p><b>第十二条（専任教員）</b>            教員は、一の大学に限り、専任教員となるものとする。            2 専任教員は、専ら前項の大学における教育研究に従事するものとする。            3 前項の規定にかかわらず、大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該大学の専任教員とすることができる。</p>	
⑤	<p><b>第十三条（専任教員数）</b>            大学における専任教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数（共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる教授等の数と第四十六条の規定により得られる当該共同学科に係る専任教員の数を合計した数）と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とする。</p> <p>※ 専任教員の数については、大学設置基準別表第一・別表第二を参照すること</p>	<a href="#">認証評価共通基礎データ</a>

## ロ 教員組織に関すること（②大学院）

### （１）自己点検・評価の実施状況

（１）教員組織について						【表 I-7】各研究科教員年齢構成																																																																									
① 教員組織						【表 I-7】各研究科教員年齢構成																																																																									
【表 I-6】各研究科専攻の教員数						<table border="1"> <thead> <tr> <th>学部</th> <th>60代</th> <th>50代</th> <th>40代</th> <th>30代</th> <th>20代</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>美術</td> <td>12</td> <td>23</td> <td>22</td> <td>5</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>音楽</td> <td>8</td> <td>13</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td>20</td> <td>36</td> <td>26</td> <td>6</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>						学部	60代	50代	40代	30代	20代	美術	12	23	22	5	0	音楽	8	13	4	1	0	全体	20	36	26	6	0																																												
学部	60代	50代	40代	30代	20代																																																																										
美術	12	23	22	5	0																																																																										
音楽	8	13	4	1	0																																																																										
全体	20	36	26	6	0																																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">研究科</th> <th rowspan="2">専攻</th> <th rowspan="2">必要な教員数</th> <th rowspan="2">教授</th> <th rowspan="2">准教授</th> <th rowspan="2">講師</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>美術</td> <td>絵画</td> <td>6</td> <td>10</td> <td>8</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>彫刻</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>デザイン</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>工芸</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>芸術学</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保存修復</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">音楽</td> <td>作曲・指揮</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>器楽</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>声楽</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>音楽学</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>日本音楽学 研究</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>						研究科	専攻	必要な教員数	教授	准教授	講師	美術	絵画	6	10	8	2		彫刻	3	3	2	0		デザイン	6	6	2	1		工芸	6	6	4	2		芸術学	6	7	3	0		保存修復	3	5	1	0	音楽	作曲・指揮	3	2	1	1	器楽	6	8	2	1	声楽	5	2	3	0	音楽学	3	1	2	0	日本音楽学 研究	3	2	1	0	【表 I-8】各学部教員男女比					
研究科	専攻	必要な教員数	教授	准教授	講師																																																																										
						美術	絵画	6	10	8	2																																																																				
	彫刻	3	3	2	0																																																																										
	デザイン	6	6	2	1																																																																										
	工芸	6	6	4	2																																																																										
	芸術学	6	7	3	0																																																																										
	保存修復	3	5	1	0																																																																										
音楽	作曲・指揮	3	2	1	1																																																																										
	器楽	6	8	2	1																																																																										
	声楽	5	2	3	0																																																																										
	音楽学	3	1	2	0																																																																										
	日本音楽学 研究	3	2	1	0																																																																										
② 年齢構成						<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">平成 26 年度</th> <th colspan="3">令和 3 年度</th> </tr> <tr> <th>男性</th> <th>女性</th> <th>女性割合</th> <th>男性</th> <th>女性</th> <th>女性割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>美術</td> <td>51</td> <td>14</td> <td>21.5%</td> <td>40</td> <td>22</td> <td>35.5%</td> </tr> <tr> <td>音楽</td> <td>14</td> <td>10</td> <td>41.7%</td> <td>16</td> <td>10</td> <td>38.5%</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td>65</td> <td>24</td> <td>27.0%</td> <td>56</td> <td>32</td> <td>36.4%</td> </tr> </tbody> </table>							平成 26 年度			令和 3 年度			男性	女性	女性割合	男性	女性	女性割合	美術	51	14	21.5%	40	22	35.5%	音楽	14	10	41.7%	16	10	38.5%	全体	65	24	27.0%	56	32	36.4%																																		
	平成 26 年度			令和 3 年度																																																																											
	男性	女性	女性割合	男性	女性	女性割合																																																																									
美術	51	14	21.5%	40	22	35.5%																																																																									
音楽	14	10	41.7%	16	10	38.5%																																																																									
全体	65	24	27.0%	56	32	36.4%																																																																									
<p>教員の年齢構成については、【表 I-7】に示す通り、美術研究科・音楽研究科ともに特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないように採用をしている。これは、京都市立芸術大学美術学部教員採用選考規程第 2 条第 1 項、京都市立芸術大学音楽学部教員採用選考規程第 2 条第 1 項において教員採用選考の際に年齢構成を考慮することに基づいている。</p>						<p>③ 教員の指導能力の担保</p> <p>大学院修士課程を担当する教員の資格については、京都市立芸術大学大学院担当教員選考基準第 2 条第 1 項において規定するとともに、大学院博士（後期）課程を担当する教員の資格についても、京都市立芸術大学大学院担当教員選考基準第 2 条第 1 項において規定している。</p> <p>また、大学院を担当するための教員の指導能力については、各研究科の定める基準に従い研究業績や専門分野での高度な技術・技能を有しているか等の審査を行ったうえで、最終的に研究科委員会において承認するという手続きを設けており、適正な手続きのもとで教員の指導能力を担保している。</p>																																																																									
自己評価結果						教員の年齢構成については、30 代以下の教員の割合が少ない。本学では芸術教育において実技指導を重視しており、高度な教育体制を維持するためにこれまでから教育や研究面だけでなく実社会における経歴や業績を重視してきた。そのため、専任教員の着任年齢が高くなる傾向はやむを得ないといえる。また、教員の指導能力の担保として、各研究科において大学院で指導できる資格についての審査を適切に行っていると評価できる。																																																																									
優れた点																																																																															
改善を要する点						大学院設置基準第 9 条の規定に基づく「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」（平成 11 年文部省告示第 175 号）に定める「研究指導教員基準数のうちの教授数」を充足していない専攻があった（音楽研究科音楽学専攻）。これは、令和 2 年度に教員の不測の退任が生じたためであり、直ちに改善に取り組んでいる。																																																																									

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学院設置基準	
①	<p><b>第八条（教員組織）</b>            大学院には、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。</p> <p>2 大学院は、教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。</p> <p>3 大学院の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、研究所等の教員等がこれを兼ねることができる。</p> <p>4 第七条の二に規定する研究科の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、当該研究科における教育研究を協力して実施する大学の教員がこれを兼ねることができる。</p> <p>5 大学院は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。</p> <p>6 大学院は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。</p> <p>※ 教員の職務・資格等については、<b>学校教育法第九十二条を参照すること</b></p>	<p><a href="#">京都市立芸術大学大学院担当教員選考基準</a>            第1条（趣旨）  <a href="#">京都市立芸術大学美術学部教員採用選考規程</a>            第2条第1項（採用候補者の内申）  <a href="#">京都市立芸術大学美術学部教員採用選考規程に関する申合せ事項</a>  <a href="#">京都市立芸術大学音楽学部教員採用選考規程</a>            第2条第1項（採用候補者の内申）</p>
②	<p><b>第九条（教員組織）</b>            大学院には、前条第一項に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。</p> <p>一 修士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者</p> <p>イ 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者</p> <p>ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者</p> <p>ハ 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者</p> <p>ニ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者</p> <p>二 博士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者</p> <p>イ 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者</p> <p>ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者</p> <p>ハ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者</p> <p>2 博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員は、教育研究上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、修士課程を担当する教員のうち前項第二号の資格を有する者がこれを兼ねることができる。</p> <p>※ 専攻ごとに置くものとする教員の数については、<b>平成十一年文部省告示第百七十五号を参照すること</b></p>	<p><a href="#">京都市立芸術大学大学院担当教員選考基準</a>            第2条第1項（資格）            第2条第2項（資格）            第3条（選考）            第4条（補足）</p>
③	<p><b>第九条の二（一定規模数以上の入学定員の大学院研究科の教員組織）</b>            研究科の基礎となる学部の学科の数を当該研究科の専攻の数とみなして算出される一個の専攻当たりの入学定員が、専門分野ごとに文部科学大臣が別に定める数（以下「一定規模数」という。）以上の場合には、当該研究科に置かれる前条に規定する教員のうち、一定規模数を超える部分について当該一定規模数ごとに一人を、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十三条に定める専任教員の数に算入できない教員とする。</p> <p>※ 一個の専攻当たりの入学定員の一定の数（「一定規模数」）については、<b>平成十一年文部省告示第百七十六号を参照すること</b></p>	<p>認証評価共通基礎データ</p>

## ハ 教育課程に関すること (①大学)

### (1) 自己点検・評価の実施状況

<p><b>(1) 入学者の選抜について</b></p> <p>各学部においてアドミッション・ポリシーを作成し、入学者選抜要項・学生募集要項・大学 Web サイトにおいて公表しており、このポリシーに基づいて入学者選抜を行っている。</p> <p>入学者の選抜にあたっては、京都市立芸術大学美術学部委員会規程（以下「美術学部委員会規程」という。）第 2 条第 1 項、第 34 条から第 36 条、京都市立芸術大学音楽学部委員会規程（以下「音楽学部委員会規程」という。）第 2 条第 1 項、第 16 条に基づき、まず各学部入試委員会において、入学試験実施方法等の決定を行い、その後各学部の入試委員会からの報告をもとに最終的に各教授会が決定している。なお、合否判定については各教授会で判定している。</p> <p>また、入学者選抜に関する重要事項については、各学部の入試委員会で判断するのではなく、京都市立芸術大学全学入学試験委員会規程第 1 条、第 2 条第 1 号に基づいて、全学入学試験委員会において決定することで大学全体としての意思決定体制を整えている。</p> <p>さらに、美術学部では希望者に対し点数の開示、音楽学部では不合格者に対し判定結果に至った理由の開示を行っている。また、入試問題を大学 Web サイトで公開する等、入学者選抜を行う適切な体制を整えている。</p> <p><b>(2) 教育課程の編成・実施について</b></p> <p>教育課程の編成・実施については、少人数による密度の高い教育課程の中で、学生が自ら専門分野における技術と知識を学ぶ能力を養うとともに、あらゆる芸術の土台となる幅広い教養と専門的な力を身につけることを目指しカリキュラムを編成し、実施している。</p> <p>具体的な教育課程の編成・実施については、各学部がカリキュラム・ポリシーをそれぞれ策定し各教授会の承認を得たうえで、大学 Web サイトで公開している。</p>	<p>また、京都市立芸術大学学則（以下「学則」という。）第 32 条第 1 項及び別表第 2、別表第 3 において、授業科目及び単位を定めるとともに、授業時間及び履修科目の登録上限については、美術学部委員会規程第 25 条第 1 号、第 2 号、第 3 号、音楽学部委員会規程第 17 条第 1 号、第 2 号に定める各教務委員会で審議し、各教授会の承認のもと定めている。</p> <p>さらに、作成されたカリキュラムについては、各学部履修規程別表として定め、履修の手引きに記載し学生に周知している。</p> <p><b>(3) 成績評価基準とその周知について</b></p> <p>成績評価基準については、毎年各科目担当教員が成績評価基準を策定し、美術学部委員会規程第 25 条第 5 号、音楽学部委員会規程第 17 条第 6 号に定める各教務委員会の審議を経て、各教授会で承認した後に、シラバスの「評価方法」項目に詳細を記載することで、受講を検討している学生に周知することとしている。</p> <p>また、各科目の初回に行われるガイダンスにおいても、学生に対して成績評価基準について説明することで周知を図っている。</p> <p><b>(4) 卒業認定基準について</b></p> <p>卒業認定基準については、学則第 36 条第 1 項において、学則第 15 条で定める修業年限を終えた学生で、かつ、学則第 36 条第 1 号及び第 2 号に定める単位を修得した学生に対して、京都市立芸術大学美術学部教授会規程第 4 条第 2 号及び京都市立芸術大学音楽学部教授会規程第 3 条第 2 号に基づき教授会で審議し、学長が認定すると定めている。</p> <p>また、卒業認定の条件となる卒業制作及び卒業演奏については、各専攻の教員全員で判断することで、客観性及び厳格性を確保している。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>入学者の選抜、教育課程の編成・実施、卒業認定について適切な組織体系を整え行われている。</p>
<p>優れた点</p>	<p>教育課程の編成・実施において、少人数による密度の高い教育課程を実現し、あらゆる芸術の土台となる幅広い教養と専門的な知識を身につけるためのカリキュラムを編成・実施している。</p>
<p>改善を要する点</p>	<p>成績評価基準について、一部の科目では抽象的で不明瞭な点があるため、各学部において成績評価基準の記載内容を再度見直す必要がある。</p>

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	<p><b>第二条の二（入学者選抜）</b>            入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。  <b>※ 大学に入学できる者の資格については、学校教育法第九十条を参照すること</b></p>	<a href="#">京都市立芸術大学美術学部委員会規程第34条（担当、審議事項）</a> <a href="#">京都市立芸術大学音楽学部委員会規程第16条（入試委員会）</a> <a href="#">京都市立芸術大学全学入学試験委員会規程入試情報</a>
②	<p><b>第十九条（教育課程の編成方針）</b>            大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。            2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。  <b>※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること</b></p>	<a href="#">京都市立芸術大学美術学部委員会規程第2条第1項（種類）</a> <a href="#">第31条（単位制及び単位の計算方法）</a> <a href="#">第32条第1項（授業科目及びその単位数）</a> <a href="#">第25条第1～3号（担当、審議事項）</a> <a href="#">京都市立芸術大学音楽学部委員会規程第2条第1項（種類）、第17条第1号2号</a>
③	<p><b>第二十条（教育課程の編成方法）</b>            教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。</p>	
④	<p><b>第二十一条（単位）</b>            各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。            2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。            一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位とする。            二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。            三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して大学が定める時間の授業をもって一単位とする。            3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。</p>	<a href="#">京都市立芸術大学学則第31条（単位制及び単位の計算方法）</a> <a href="#">第32条第1項（授業科目及びその単位数）</a>
⑤	<p><b>第二十二条（一年間の授業時間）</b>            一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則とする。</p>	<a href="#">年間行事予定</a> <a href="#">2021年度美術学年暦</a> <a href="#">2021年度音楽学年暦</a>
⑥	<p><b>第二十三条（各授業科目の授業時間）</b>            各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。</p>	<a href="#">京都市立芸術大学学則第31条（単位）</a> <a href="#">美術学部履修の手引き</a> <a href="#">音楽学部履修の手引き</a>
⑦	<p><b>第二十五条（授業の方法）</b>            授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。            2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。            3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。            4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。</p>	<a href="#">京都市立芸術大学学則第30条（授業の方法）</a> <a href="#">第33条（授業科目の履修方法）</a> <a href="#">美術学部履修の手引き</a> <a href="#">音楽学部履修の手引き</a>
⑧	<p><b>第二十五条の二（成績評価基準等の明示等）</b>            大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。            2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。  <b>※ 卒業の要件については、大学設置基準第三十二条、学校教育法施行規則第四百七条を参照すること</b></p>	<a href="#">京都市立芸術大学美術学部委員会規程第25条第5号（担当、審議事項）</a> <a href="#">京都市立芸術大学音楽学部委員会規程第17条第6号（教務委員会）</a> <a href="#">シラバス</a>
⑨	<p><b>第二十七条（単位の授与）</b>            大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えるものとする。ただし、第二十一条第三項の授業科目については、大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。</p>	<a href="#">京都市立芸術大学学則第34条（単位の授与等）</a> <a href="#">美術学部履修の手引き（成績疑義照会）</a> <a href="#">音楽学部履修の手引き（成績疑義照会）</a>
⑩	<p><b>第二十七条の二（履修科目の登録の上限）</b>            大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。            2 大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。</p>	<a href="#">美術学部履修の手引き</a> 美術学部：1～2回生 16単位（半期） 3～4回生 20単位（半期） <a href="#">音楽学部履修の手引き</a> 音楽学部：24単位（半期）

## ハ 教育課程に関すること (②大学院)

### (1) 自己点検・評価の実施状況

<p><b>(1) 入学者の選抜について</b></p> <p>各研究科（美術研究科・音楽研究科）の各課程（修士課程・博士（後期）課程）においてアドミッション・ポリシーを作成し、入学者選抜要項・学生募集要項・大学 Web サイトにおいて公表しており、このポリシーに基づいて入学者選抜を行っている。</p> <p>入学者の選抜にあたっては、京都市立芸術大学大学院美術研究科小委員会規程（以下「美術研究科小委員会規程」という。）第 2 条第 1 項、第 23 条、京都市立芸術大学大学院音楽研究科小委員会規程（以下「音楽研究科小委員会規程」という。）第 2 条第 1 項、第 18 条に基づき、まず各研究科入試委員会において、入学試験実施方法等の決定、合否判定を行い、次に各研究科の入試委員会からの報告をもとに最終的に各研究科委員会が決定や判定を行っている。</p> <p>また、美術研究科では希望者に対し点数の開示、音楽研究科では不合格者に対し判定結果に至った理由の開示を行っている。</p> <p>さらに、入試問題を大学 Web サイトで公開する等、入学者選抜を行う適切な体制を整えている。</p> <p><b>(2) 教育課程の編成・実施について</b></p> <p>教育課程の編成・実施については、学生が自ら専門分野における高度な技術と知識を研究するとともに、自らの問題意識を専門領域や社会の中に位置づけ研究する自発的な能力を養うため、幅広い教養と専門的な力を身につけることを目指しカリキュラムを編成し、実施している。</p> <p>具体的な教育課程の編成・実施については、各研究科の修士課程・博士（後期）課程がカリキュラム・ポリシーをそれぞれ策定し、各研究科委員会の承認を得たうえで、大学 Web サイトで公開している。</p>	<p>また、京都市立芸術大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 29 条において、授業科目及び単位を定めるとともに、大学院学則第 31 条で研究指導を規定し、担当教員による指導を徹底している。</p> <p><b>(3) 成績評価基準とその周知について</b></p> <p>成績評価基準については、毎年各科目担当教員が成績評価基準を策定し、美術研究科小委員会規程第 21 条第 5 号、音楽研究科小委員会規程第 19 条第 6 号に定める各教務委員会の審議を経て、各研究科委員会で承認した後に、シラバスの「評価方法」項目に詳細を記載することで、受講を検討している学生に周知することとしている。</p> <p>また、各科目の初回に行われるガイダンスにおいても、学生に対して成績評価基準について説明することで周知を図っている。</p> <p><b>(4) 修了認定基準について</b></p> <p>修了認定基準については、大学院学則第 32 条第 1 項及び第 32 条 2 項において、単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文等又は博士論文を提出し合格した学生に対して、京都市立芸術大学大学院研究科委員会規程第 6 条第 2 号に基づき研究科委員会で審議し、学長が認定すると定めている。</p> <p>また、従来博士課程の修了に必要な単位を取得して退学した後、在籍関係のない状態で学位論文を提出した者に対し「課程博士」として学位を授与することとしていたが、音楽研究科では平成 31 年度よりこの制度を廃止した。美術研究科では満期退学者が「在学延長」や「特別科目等履修生」など何らかの在籍関係を保持した上で課程博士として修了できる制度を設ける方向性で検討を行なっている。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>入学者の選抜、教育課程の編成・実施、卒業認定について適切な組織体系を整え行われている。</p>
<p>優れた点</p>	<p>各研究科修士課程・博士（後期）課程でそれぞれの特徴に沿ったカリキュラム・ポリシーを設定することで、専門知識を身につけることのできる体系化されたカリキュラムを組んでいる。</p>
<p>改善を要する点</p>	<p>実技科目の成績評価基準については抽象度が高い印象が強い。芸術教育には技術習得と芸術性の創出という二面性があり、極端に具体的な成績評価基準の設定は「点を取るための就学」を助長し後者の側面を損なう危険性があるものの、その二面性をより明確に意識することで、各研究科において成績評価基準の記載内容を再度見直すことは可能である。</p>

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学院設置基準	
①	<b>第一条の三（入学者選抜）</b> 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。	<a href="#">京都市立芸術大学大学院美術研究科小委員会規程</a> 第23条（担当、審議事項） <a href="#">京都市立芸術大学大学院音楽研究科小委員会規程</a> 第18条（入試委員会） <a href="#">入試情報</a>
②	<b>第十一条（教育課程の編成方針）</b> 大学院は、当該大学院、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。 2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。	<a href="#">京都市立芸術大学大学院学則</a> 第31条（研究指導） <a href="#">美術研究科学生募集要項</a> <a href="#">音楽研究科学生募集要項</a> <a href="#">美術研究科研究計画書</a> <a href="#">音楽研究科研究計画書</a>
	※ 学位規程については、 <b>学位規則第十三条を参照すること</b>	
③	<b>第十二条（授業及び研究指導）</b> 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。	<a href="#">京都市立芸術大学大学院美術研究科小委員会規程</a> 第21条第5号（担当、審議事項） <a href="#">京都市立芸術大学大学院音楽研究科小委員会規程</a> 第19条第6号（教務委員会） <a href="#">大学院美術研究科履修の手引き</a> <a href="#">大学院音楽研究科履修の手引き</a> <a href="#">美術研究科研究計画書</a> <a href="#">音楽研究科研究計画書</a>
④	<b>第十三条（研究指導）</b> 研究指導は、第九条の規定により置かれる教員が行うものとする。 2 大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導（共同教育課程を編成する専攻の学生が当該共同教育課程を編成する大学院において受けるもの及び国際連携教育課程を編成する専攻の学生が当該国際連携教育課程を編成する大学院において受けるものを除く。以下この項において同じ。）を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、一年を超えないものとする。	<a href="#">京都市立芸術大学大学院学則</a> 第31条（研究指導） <a href="#">大学院美術研究科履修の手引き</a> <a href="#">大学院音楽研究科履修の手引き</a> <a href="#">美術研究科研究計画書</a> <a href="#">音楽研究科研究計画書</a> <a href="#">京都市立芸術大学大学院美術研究科規程（修士課程）</a> 第12条（規定外事項の処理） <a href="#">京都市立芸術大学大学院美術研究科規程（博士（後期）課程）</a> 第30条（他大学大学院等における研究指導） <a href="#">京都市立芸術大学大学院音楽研究科規程（修士課程）</a> 第12条（規定外事項の処理） <a href="#">京都市立芸術大学大学院音楽研究科規程（博士（後期）課程）</a> 第15条（規定外事項の処理）
⑤	<b>第十四条の二（成績評価基準等の明示等）</b> 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。 2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。	<a href="#">京都市立芸術大学大学院学則</a> 第32条第1項（課程の修了） 第32条第2項（課程の修了） <a href="#">京都市立芸術大学大学院研究科委員会規程</a> 第6条第2号（審議事項）
	※ 修士課程及び博士課程の修了要件については、 <b>大学院設置基準第十六条・第十七条、学位規則第三条・第四条を参照すること</b> ※ 学位論文に係る評価にあつての基準の公表については、 <b>学校教育法施行規則第172条の2第3項を参照すること</b>	
⑥	<b>第十五条（大学設置基準の準用）</b> 大学院の各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項及び第三項、第三十条の二並びに第三十一条（第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、第二十八条第一項中「六十単位」とあるのは「十単位」と、同条第二項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第三十五条第一項において「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を」と、第三十条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、「第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは「十単位」と、第三十条の二中「修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、「卒業」とあるのは「課程を修了」と読み替えるものとする。	<a href="#">京都市立芸術大学大学院学則</a> 第29条（授業科目及び単位数） 第30条（単位修得の認定） 第31条（研究指導）

## 二 施設及び設備に関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

#### (1) 校地・校舎の規模及び施設・整備について

##### ① 校地面積、校舎面積について

【表 I-9】校地面積、校舎面積

	校地面積 (㎡)	校舎面積 (㎡)
設置基準面積	8,000	9,032
本学の面積	67,301	29,518

##### ② 主な建物や設備の概要

施設については【表 I-10】のとおりである。その他、屋外体育施設としてグラウンドを備えている。

【表 I-10】施設の用途、面積

施設名	用途	延床面積 (m2)
中央棟	講義室、研究室、管理関係施設、食堂、図書館等	7,936
アトリエ棟	講義室、研究室、実習室等	7,726
染織・漆工棟	講義室、研究室、実習室等	2,067
陶磁器棟	講義室、研究室、実習室等	1,225
彫刻棟	講義室、研究室、実習室等	1,482
音楽棟	講義室、研究室、実習室、演習室等	3,061
体育館		1,385
講堂		1,588
大学会館	情報処理施設、会議室、ホール、研究室、事務室等	2,349
新研究棟	講義室、研究室、資料室、会議室等	4,605
旧音楽高校	実習室、演習室等	2,427
合計		35,851

##### ③ 機械・器具、楽器の配備・整備状況

教育・研究に必要な機械・器具、楽器については、各専攻からの要望に沿って、適宜必要な種類及び数を購入するなど整備している。

#### (2) 附属施設等について

本学は、京都市立芸術大学学則第7条第1項に基づき附属施設として附属図書館、芸術資料館及びギャラリー@KCUA（アクア）を設置している。附属図書館は、京都市立芸術大学附属図書館規程第2条に基づき、教育及び研究に必要な図書並びに研究資料を系統的に収集・保存・管理し、教職員及び学生の利用に供している。また、京都市立芸術大学附属図書館利用規程に基づき図書館の利用方法を定めるとともに、京都市立芸術大学附属図書館運営委員会規程に基づき運営委員会を設置している。さらに、公立大学協会図書館協議会に加入しており、大学図書館間における学術情報の相互利用を可能にしている。

加えて、学生の卒業制作と旧教員の作品及び美術工芸に関する参考資料を収集・保管し、学生及び市民に対し展示公開する芸術資料館を設置するとともに、大学外に本学の活動成果を公開する実験的発表の場としてギャラリー@KCUA も備えている。

#### (3) キャンパス移転について

本学は、現在地へ移転してから40年が経過し、施設・設備の老朽化や制作室・練習室の不足や狭あい化、耐震化等の安全面の確保やバリアフリーへの対応など、多くの課題が生じている。そのため、平成26年に設置者である京都市が、京都駅の東に位置する崇仁地域へ移転整備する方針を決定した。その後、基本構想や基本計画の策定を経て、令和2年3月に新キャンパスの実施設設計が完了した。今後、令和5年の新キャンパスオープンに向けて、建設工事が行われる予定である。

#### 自己評価結果

校地・校舎の面積や建物・設備については基準を満たしているものの、更なる拡充に対する要望も多い。また、大学附属図書館については、大学において研究を行ううえで必要な蔵書数及び研究サポート体制をより充実させていく必要性を認識しており、大学の移転を契機として整備していくこととしている。

#### 優れた点

学生の卒業制作と旧教員の作品等を収集・保管し、毎年度テーマに沿って広く市民に展示公開している芸術資料館や本学の学生・卒業生や教員だけでなく、国内外で活躍するアーティストの展覧会等を開催しているギャラリー@KCUA は、大学の備える施設として優れていると評価できる。

#### 改善を要する点

施設の耐震化等の課題については、移転を契機に解決できるようにすすめている。附属図書館に関して、特に開架閲覧数が不足している。また、研究サポート体制については、ILL 料金相殺システムに未加入であることや海外図書館との連携が不足していることなども懸案事項として認識し、解消していく必要がある。これらの課題については令和5年の大学移転を見据えながら課題の解決や懸案事項の解消に努めていくこととしている。

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	<p><b>第三十四条（校地）</b> 校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。</p> <p>3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。</p> <p>一 できる限り開放的であつて、多くの学生が余裕をもつて休息、交流その他に利用できるものであること。</p> <p>二 休息、交流その他に必要な設備が備えられていること。</p> <p>※ 必要な校地の面積については、大学設置基準第三十七条を参照すること</p>	<p><a href="#">認証評価共通基礎データ</a></p>
②	<p><b>第三十五条（運動場）</b> 運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する運動場を設けることができないと認められる場合において、運動場を設けることにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じており、かつ、教育に支障がないと認められる場合に限り、運動場を設けないことができる。</p> <p>3 前項の措置は、原則として体育館その他のスポーツ施設を校舎と同一の敷地内又はその隣接地に備えることにより行うものとする。ただし、やむを得ない特別の事情があるときは、当該大学以外の者が備える運動施設であつて次の各号に掲げる要件を満たすものを学生に利用させることにより行うことができるものとする。</p> <p>一 様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもつて利用できること。</p> <p>二 校舎から至近の位置に立地していること。</p> <p>三 学生の利用に際し経済的負担の軽減が十分に図られているものであること。</p>	<p><a href="#">認証評価共通基礎データ</a></p> <p><a href="#">施設案内</a></p> <p><a href="#">施設利用</a></p>
③	<p><b>第三十六条（校舎施設等）</b> 大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>一 学長室、会議室、事務室</p> <p>二 研究室、教室（講義室、演習室、実験・実習室等とする。）</p> <p>三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室</p> <p>2 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。</p> <p>3 教室は、学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。</p> <p>4 校舎には、第一項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。</p> <p>5 大学は、校舎のほか、原則として体育館を備えるとともに、なるべく体育館以外のスポーツ施設及び講堂並びに寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。</p> <p>6 夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。</p> <p>※ 必要な校舎の面積及び設置する学部または学科ごとに必要な附属施設については、大学設置基準第三十七条の二・第三十九条・別表第三を参照すること</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第十九条・第二十二条も参照すること</p> <p>※ 二以上の校地において教育研究を行う場合、大学設置基準第四十条の二、大学院設置基準第二十二条の二を参照すること</p>	<p><a href="#">認証評価共通基礎データ</a></p> <p><a href="#">施設案内</a></p>
④	<p><b>第三十八条（図書等の資料及び図書館）</b> 大学は、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。</p> <p>2 図書館は、前項の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、前項の資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力を努めるものとする。</p> <p>3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。</p> <p>4 図書館には、大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。</p> <p>5 前項の閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十一条も参照すること</p>	<p><a href="#">京都市立芸術大学学則</a></p> <p><a href="#">第7条第1項（附属施設）</a></p> <p><a href="#">京都市立芸術大学附属図書館</a></p> <p><a href="#">規程</a></p> <p><a href="#">第2条（目的）</a></p> <p><a href="#">京都市立芸術大学附属図書館</a></p> <p><a href="#">運営委員会規程</a></p> <p><a href="#">京都市立芸術大学芸術資料館</a></p> <p><a href="#">規程</a></p> <p><a href="#">京都市立芸術大学芸術資料館</a></p> <p><a href="#">運営規程</a></p> <p><a href="#">京都市立芸術大学ギャラリー</a></p> <p><a href="#">@KCUA 規程</a></p> <p><a href="#">京都市立芸術大学ギャラリー</a></p> <p><a href="#">@KCUA 運用規程</a></p>
⑤	<p><b>第四十条（機械、器具等）</b> 大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十条も参照すること</p>	

## ホ 事務組織に関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

<p><b>(1) 大学の事務組織</b></p> <p>大学の事務組織は、公立大学法人京都市立芸術大学事務分掌規則により、総務広報課、教務学生課、連携推進課の3課で組織している。</p> <p>総務広報課では、法人及び大学の庶務、人事、労務、予算・決算、経理、広報、評価に関することなどを所管業務としている。</p> <p>教務学生課では、各学部教務及び各研究科教務に関することや学生・留学生の支援に関すること、国際交流、外部資金、授業料減免のほか、キャリアデザインセンターでの就職・芸術活動の支援に関することなどを所管業務としている。</p> <p>連携推進課では、入試、公開講座、展覧会や演奏会、産学連携や地域連携などに加え、附属施設（図書館、資料館、ギャラリー@KCUA）の運営を所管業務としている。</p> <p>事務職員数は、令和3年5月1日現在、設置団体である京都市からの派遣職員が12人、法人職員が31人となっており、このほか、業務の特性に応じて非常勤嘱託員等18名を配置している。</p> <p>平成24年の公立大学法人化後、事務局における法人職員の比率は順調に増加しており、高等教育や芸術分野についての専門的な知識・能力を備えた事務職員の育成に取り組んでいる。</p> <p><b>(2) 学生の厚生補導に関する組織</b></p> <p>本学において、京都市立芸術大学全学学生委員会規程に基づいて、学生の福利厚生及び学生問題に関する指導助言を審議する委員会を設置している。また、事務組織の教務学生課内に美術教務担当、音楽教務担当、学生・国際担当を設け、履修方法の相談についての対応、学生が経済的困窮によって修学が困難になることがないように、奨学金の相談や指導、授業料減免の対応などを行い、学生の修学支援を行っている。</p> <p>また、学生の健康面の支援を充実させるため、保健室に保健師1名を配置している。さらに、京都市立芸術大学学生相談室規程に基づき、学生個人の当面する各種諸問題について相談に応じ助言指導を行えるよう学生相談室を設</p>	<p>置している。カウンセラーとして、外部の臨床心理士3名に委嘱し、週3日学生からの相談に応じることができる体制を整えている。</p> <p>さらに、新入生全員に対して、新年度の早い時期に学生相談室のカウンセラーによる個別面談を実施することで、大学生生活における悩みの早期発見に努め、学生の心理面・健康面についての支援を行っている。</p> <p><b>(3) 社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制</b></p> <p>本学では、京都市立芸術大学キャリアデザインセンター設置規程に基づき、就職相談員（キャリアコンサルタント）1名、専門スタッフ（美術1名、音楽2名）を配置し、在学生のみならず卒業生も対象に、一人一人の状況に応じた継続的支援を行うため、進路支援、就職支援及び芸術家へのキャリアサポート等の総合的な取組を行うキャリアデザインセンターを設置している。</p> <p>キャリアデザインセンターでは、就職活動の支援だけでなく、芸術家へのキャリアサポートも行っている。美術を学んだ学生については、卒業後の制作活動支援として、制作場所の紹介や展覧会・イベントの開催に向けた広報活動の支援、公募・助成金の案内等を行っている。</p> <p>また音楽を学んだ学生については、演奏会の企画や広報、イベント立ち上げ等の演奏活動に必要な助言・指導や企業・地域団体からの依頼演奏の紹介を行っている。</p> <p>以上のように、学生が大学で学んだことを活かし、卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を付与するための取組を行っている。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>法人固有職員の比率を高めて適切な大学運営に努めるとともに、キャリアデザインセンターにおいて、就職だけでなく芸術家としてのキャリア形成を支援している。</p>
<p>優れた点</p>	
<p>改善を要する点</p>	

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	<b>第四十一条（事務組織）</b> 大学は、その事務を遂行するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとする。	<a href="#">公立大学法人京都市立芸術大学の組織に関する規程</a> 第6条第2項（大学組織） <a href="#">公立大学法人京都市立芸術大学事務分掌規則</a> 第2条第1項（組織）
②	<b>第四十二条（厚生補導の組織）</b> 大学は、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする。	<a href="#">京都市立芸術大学学則</a> 第8条第1項（職員） <a href="#">京都市立芸術大学全学学生委員会規程</a> 第3条第4号（審議事項） <a href="#">公立大学法人京都市立芸術大学事務分掌規則</a> 第6条（事務の概目） <a href="#">京都市立芸術大学学生相談室規程</a> <a href="#">学生相談室</a>
③	<b>第四十二条の二（社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制）</b> 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。	<a href="#">京都市立芸術大学キャリアデザインセンター設置規程</a> <a href="#">キャリアデザインセンター</a>
	大学院設置基準	
④	<b>第四十二条（事務組織）</b> 大学院を置く大学には、大学院の事務を遂行するため、適当な事務組織を設けるものとする。	（大学設置基準第四十一条と同一）

## へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

<p><b>(1) 3つのポリシーの策定について</b></p> <p>学校教育法施行規則第165条の2第1項第1号から第3号に規定する「卒業の認定に関する方針」「教育課程の編成及び実施に関する方針」「入学者の受入れに関する方針」について、各学部・各研究科修士課程・各研究科博士（後期）課程における3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）として策定している。</p> <p>策定したポリシーについては、大学Webサイトで公表するとともに、在学生に配布している各学部・研究科の履修の手引きや入学希望者に配布する学生募集要項にも掲載し、周知に努めている。</p> <p>前回受審した認証評価では、①音楽学部及び音楽研究科の学位授与方針には、課程修了に当たって修得しておくべき学習成果が明示されていないことから、改善が望まれる、②音楽学部、音楽研究科の教育課程の編成・実施方針についても、教育内容・方法等に関する基本的な考え方が示されていないので、学位授与方針との関連を踏まえ、改善が望まれる、③美術研究科博士（後期）課程では学位授与方針、教育課程の編成・実施方針が定められておらず、音楽研究科では研究科としての設定にとどまることから、修士課程、博士（後期）課程それぞれにおいて策定するよう改善が望まれる、と指摘された。</p> <p>この指摘を受けて、①音楽学部・研究科において学位授与方針に卒業・修了までに達成すべき目標を明示した改善案を策定するとともに、②教育課程の編成・実施方針についても学位授与方針との関連性を踏まえ改善案を策定した。さらに、美術研究科博士（後期）課程において新たに3つのポリシーを策定するとともに、音楽研究科修士課程・博士（後期）課程においても3つのポリシーを策定した。</p> <p>以上のとおり、前回の指摘を受けて策定されたものが現行の3つのポリシーとなっている。</p>	<p>なお、大学全体の統一したポリシーについては、各学部・研究科の特性がそれぞれ異なることから、現時点では未着手である。</p> <p><b>(2) 「卒業の認定に関する方針」と「教育課程の編成及び実施に関する方針」との一貫性の確保について</b></p> <p>前回受審した認証評価の指摘事項を受けて、3つのポリシーの見直し及び策定をするにあたり、指摘を受けた音楽学部・研究科だけでなく、美術学部・研究科においても、「卒業の認定に関する方針」と「教育課程の編成及び実施に関する方針」との一貫性の確保のために、既存の3つのポリシーを見直した。</p> <p>その結果、「卒業の認定に関する方針」と「教育課程の編成及び実施に関する方針」の一貫性を確保するとともに、すべてのポリシーが一貫したものとなるように各学部・研究科において改善を行い、現行の3つのポリシーを作成するに至った。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>各学部・各研究科各課程において、それぞれ「入学者の受入れに関する方針」「教育課程の編成及び実施に関する方針」「卒業の認定に関する方針」を適切に定めている。</p>
<p>優れた点</p>	
<p>改善を要する点</p>	

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<p>学校教育法施行規則</p> <p><b>第百六十五条の二</b>            大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針を定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 卒業又は修了の認定に関する方針</li> <li>二 教育課程の編成及び実施に関する方針</li> <li>三 入学者の受入れに関する方針</li> </ul> <p>2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たっては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。</p>	<p><a href="#">京都市立芸術大学 Web サイト</a>  <a href="#">美術学部履修の手引き</a>  <a href="#">音楽学部履修の手引き</a>  <a href="#">大学院美術研究科履修の手引き</a>  <a href="#">大学院音楽研究科履修の手引き</a>  <a href="#">美術学部学生募集要項</a>  <a href="#">音楽学部学生募集要項</a>  <a href="#">大学院美術研究科修士課程・博士（後期）課程学生募集要項</a>  <a href="#">大学院音楽研究科修士課程・博士（後期）課程学生募集要項</a></p>

## ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

<p><b>(1) 教育・研究理念, 教育・研究目的, 3つの方針</b>          大学及び大学院の理念・目的は、定款・学則・大学院学則に規定しており、大学の Web サイト及び刊行物に掲載・公表している。また、在学生には、毎年配布する履修の手引きに学則を掲載することで周知を図っている。さらに、受験生・高等学校・企業等への周知は、大学説明会やオープンキャンパス等で「大学案内」等を用いて行っている。</p> <p>また、3つのポリシーについては、大学の Web サイトで公表するとともに、在学生に配布する「履修の手引き」に記載することで在学生に周知している。加えて、「学生募集要項」にも記載し受験生にも周知している。</p> <p><b>(2) 教育・研究成果</b>          大学の Web サイトで教員・学生の展覧会やコンサートの情報を掲載するとともに、広報誌「京芸通信」や大学案内等の刊行物を作成し、広く配布することで広報に努めている。また、広報誌については大学 Web サイトでも掲載を行っている。</p> <p><b>(3) 基本情報</b>          大学の基本情報や教員組織・教員数、教員の情報、入学者数、収容定員、在学生数、卒業・修了者数等の情報、校地・校舎等の施設に関する情報はすべて大学 Web サイトで公開している。</p> <p>また、法人情報や大学機関別認証評価についても同様に大学 Web サイトで公開している。</p> <p><b>(4) 教育上の基本情報</b>          教育上の基本情報である授業科目、授業の方法・内容を記載したシラバス、年間授業計画を記載した学年暦、成績評価基準や卒業評価基準、授業料・入学料等大学が徴収する費用について、大学 Web サイトですべて公開している。</p> <p><b>(5) 卒業後の進路, 学生支援</b>          卒業後の進路として、過去5年間の進路状況を大学 Web サイトに掲載するとともに、キャリアデザインセンターの Web サイト上で求人情報や芸術支援、就職支援についての情報を公開している。</p>	<p>また、大学独自の授業料減免制度や短期融資制度、大学に届いた各種奨学金について大学 Web サイトで公開しており、同時に学生ポータルサイトでも公開している。また、学生相談室についての情報も大学 Web サイト上で公開している。</p> <p>上記の情報について、在学生に配布している刊行物「学生生活の手引き」にも掲載することで学生に周知を図っている。また、「学生生活の手引き」については、学生がいつでも閲覧できるように令和3年度から学生ポータルサイト上で閲覧できるように変更した。</p> <p><b>(6) 上記以外の教育上の目的に関する情報</b>          本学の教育・研究成果としての展覧会や音楽コンクールでの受賞歴について、大学 Web サイトの情報を更新することによって、逐次公表を行っている。</p> <p><b>(7) 広報・情報公表の体制</b>          大学 Web サイトで情報公表を行うべく、大学 Web サイトをリニューアルし、スマートフォンからの閲覧性の向上や情報更新の効率を図るべく Web サーバーのシステムを変更した。情報公表の実施は、総務広報課広報担当が一元的に行っている。</p> <p>本学では、大学及び大学院並びに学部・研究科等の教育研究上の基本となる組織の目的等を定款・学則に規定するとともに、大学 Web サイト及び各学部・研究科「履修の手引き」等の刊行物に掲載し、新入生ガイダンスで伝達することで公表・周知を図っている。</p> <p>その他、教育研究活動等の状況を大学 Web サイトで公表するとともに、京芸通信や大学案内等の刊行物を発行することで広報に努めている。作品展や定期演奏会などの教育活動としてのイベント内容を動画配信などで公表する場合には、各学部広報委員会や演奏委員会などで具体的な内容を決定のうえ公表を行う手続きをとっている。</p> <p>また、教員ポータルサイトや学生ポータルサイトを整備し、学生や教員が大学の情報に接しやすい体制を整えている。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>教育研究活動に関する情報を、大学 Web サイトに一元化することで、学生等のアクセスしやすい環境を整備するとともに、広く周知を図ることが出来ている。</p>
<p>優れた点</p>	
<p>改善を要する点</p>	<p>大学の Web サイトとは別に、キャリアデザインセンターの Web サイトやその他施設の Web サイトが存在しているため、大学 Web サイトにリンクさせているとはいえ、厳密な意味での大学 Web サイト一元化となっていない点は改善が必要といえる。また教員の研究業績の Web サイトへの掲載は任意であり、組織として研究活動の全体像を包括的に把握し発信する試みはなされていない。</p>

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<b>第百十三条</b> 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。	(学校教育法施行規則第百七十二条の二と同一)
	学校教育法施行規則	
②	<b>第百七十二条の二</b> 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。 一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関する事 二 教育研究上の基本組織に関する事 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関する事 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事 八 授業料、入学金その他の大学が徴収する費用に関する事 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事 2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。 3 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。	<a href="#">京都市立芸術大学 Web サイト</a> <a href="#">教育・研究理念・目的</a> <a href="#">入試情報</a> <a href="#">イベント</a> <a href="#">広報誌 京芸通信</a> <a href="#">教員紹介</a> <a href="#">組織図・定員</a> <a href="#">施設案内</a> <a href="#">法人情報</a> <a href="#">大学評価</a> <a href="#">教育情報の公表</a> <a href="#">キャリアデザインセンター</a> <a href="#">学費・手続き・制度</a> <a href="#">学生相談</a> <a href="#">発行者</a> <a href="#">美術学部履修の手引き</a> <a href="#">音楽学部履修の手引き</a> <a href="#">大学院美術研究科履修の手引き</a> <a href="#">大学院音楽研究科履修の手引き</a> <a href="#">学生生活の手引き</a> <a href="#">KCUA 学生ポータルサイト</a> <a href="#">教員ポータルサイト</a>

## チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

<p><b>(1) 内部質保証体制</b></p> <p>自己点検・評価担当理事を委員長とした公立大学法人京都市立芸術大学自己点検・評価委員会を設置して、教育研究水準の向上を図るとともに、本学の目的を達成するため、教育研究活動や業務実績等の状況について自ら点検・評価を行っている。</p> <p>また、設置団体である京都市から示された6年間の中期目標を達成するため中期計画を策定しており、毎年年度計画を策定するとともにその業務実績について京都市の評価委員会の評価を受けている。また、中期計画期間終了後には期間を通じた評価を受けている。中期計画の達成のために本学では第2期中期目標期間から独自にロードマップも策定しており、計画的な進捗管理に努めているところである。中期計画、年度計画、業務実績報告などは、まず各機関が独自の目標や取組、改善について検討し教授会などで協議をする。その後、教育研究審議会、経営審議会、理事会で全学的な視点で協議、点検し、目標達成のため評価と改善を重ねることで、一定のPDCAサイクルを確立するとともに教育研究における質保証を行うことに努めている。</p> <p><b>(2) FD・SD</b></p> <p>① FDについて</p> <p>教員の質向上については、京都市立芸術大学大学院教員支援(FD)委員会設置要綱に基づき、教育支援担当理事を委員長とするFD委員会を設置して、教育方法の研究、工夫を積極的に推進するための基盤を整えている。</p> <p>また、東京藝術大学・愛知県立芸術大学・金沢美術工芸大学・沖縄県立芸術大学と本学の五芸術大学の間で年1回FD研修を行い、様々なテーマについて意見交換を行っている。さらに、本学内でのFD研修として、「芸大学生の特徴とコミュニケーション」というテーマや「バシエ音響彫刻を用いた子供のためのサウンド・ワークショップにおける音楽教育を通してのFD研修」というテーマでの教員研修を行っており、令和3年度も本学客員教員によるFD研修を実施する予定である。</p> <p>② SDについて</p> <p>事務職員の資質向上については、学内での研修を行うとともに、学外で行われる各種研修会や京都市が主催する研修会、大学コンソーシアム京都が開催するセミナーに参加し、資質向上に努めている。</p>	<p>加えて、FDでも述べた通り、五芸術大学の間で年1回SD研修を行い、様々なテーマについて意見交換を行っている。</p> <p><b>(3) 教職協働</b></p> <p>事務局職員と教員が各委員会にそれぞれの立場で参加しているだけでなく、大学運営にあたって様々な形で日常的に協力し、事務局職員と担当教員が連携しながら委員会で方策を決定し、実施している。</p> <p>また、大学移転に関して、事務局職員を室長とする移転準備室を法人に設置し、教員とともに移転業務を進める体制を構築している。</p> <p>さらに、令和2年度は、事務局職員を中心に新型コロナウイルス感染症対策室を設置し、対面授業と遠隔授業の適切な配分などにより、教育・研究活動上の支障を最低限度に留めつつ、教員と共に具体的な大学内の感染症対策を行った。</p> <p><b>(4) 学習成果を把握する取組</b></p> <p>学習成果を把握するための取組として、授業評価アンケートを各教務委員会で作成し、各教授会の承認のもとで行っている。また、専攻内での教育の質保証に役立てるため各専攻が主体となって行っている授業評価アンケート、進路状況を把握するためにキャリアデザインセンターが卒業・修了生に対し行っている進路状況調査アンケート、留学生に対する語学プログラムの修得状況を知るためのアンケートや、交換留学で派遣された学生に対する留学生レポートなど、各担当で事業の成果について分析するための様々なアンケートを実施している。</p> <p>そして、これらのアンケート結果を分析・集計することにより今後の授業をどのように発展させていくかという検討材料として活用している。</p> <p>さらには、アンケートを実施しない場合でも、少人数教育の利点を活かし、必要に応じてきめ細やかなヒアリングを学生に行っている。</p> <p>他方、授業評価アンケートについては、回収したアンケート全ての集計や分析ができていない状況にある。そのため、本学の今後の検討課題として、実施した授業評価アンケート結果を全て集計・分析したうえで、学生の学習成果を把握するための取組として活用する必要がある。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>内部質保証体制を整えるとともに、各種のアンケートを実施することで、教育研究活動等の改善を継続的に行う体制を構築している。</p>
<p>優れた点</p>	
<p>改善を要する点</p>	<p>FD・SDについては、多くの教職員が参加する効果的な形を構築することができておらず、今後取組を強化していく必要がある。</p>

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p><b>第九十九条</b>            大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>② 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>③ 専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>④ 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。次条において同じ。）に従つて行うものとする。</p>	<a href="#">京都市立芸術大学学則</a> 第2条（自己点検・評価等） <a href="#">公立大学法人京都市立芸術大学自己点検・評価委員会規程</a> 第2条（審議事項） <a href="#">大学評価</a>
	学校教育法施行規則	
②	<p><b>第五十二条</b>            学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>	(該当しない)
③	<p><b>第五十八条</b>            学校教育法第二百二条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>	(該当しない)
④	<p><b>第六十六条</b>            大学は、学校教育法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たつては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。</p>	<a href="#">公立大学法人京都市立芸術大学自己点検・評価委員会規程</a> 第2条（審議事項）
	大学設置基準	
⑤	<p><b>第二条の三（教員と事務職員等の連携及び協働）</b>            大学は、当該大学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。</p>	<a href="#">京都市立芸術大学全学入学試験委員会規程</a> 第3条（組織） <a href="#">京都市立芸術大学全学学生委員会規程</a> 第2条（構成） <a href="#">公立大学法人京都市立芸術大学移転準備室設置規程</a> 第4条（組織）
⑥	<p><b>第二十五条の三（教育内容等の改善のための組織的な研修等）</b>            大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。</p>	
⑦	<p><b>第四十二条の三（研修の機会等）</b>            大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第二十五条の三に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p>	
	大学院設置基準	
⑧	<p><b>第一条の四（教員と事務職員等の連携及び協働）</b>            大学院は、当該大学院の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学院の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。</p>	
⑨	<p><b>第十四条の三（教育内容等の改善のための組織的な研修等）</b>            大学院は、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。</p>	<a href="#">京都市立芸術大学大学院教員支援（FD）委員会設置要綱</a> 第1条（目的及び設置） 第2条（任務）
⑩	<p><b>第四十三条（研修の機会等）</b>            大学院は、当該大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第十四条の三に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p>	
	法令外の関係事項	
⑪	<p><b>学習成果</b>            学生の学習成果を適切に把握する取組を行っているか。</p>	

# リ 財務に関すること

## (1) 自己点検・評価の実施状況

### (1) 財政計画

設立団体の長から示された中期目標を達成させるための取組や、予算、収支及び資金計画等を取りまとめた中期計画を作成し、京都市長の認可を受けるとともに、中期計画期間中の各事業年度において、当該年度開始前に予算、収支計画、資金計画等を記載した年度計画をあらかじめ京都市に届け出ている。

### (2) 財政状況

令和元年度公立大学法人京都市立芸術大学の経営状況の説明及び業務実績に関する評価結果の報告書類において、財務内容の改善については「中期目標・中期計画の達成に向けて順調に進んでいる」との評価を受けた。

また、予算及び収支計画並びに資金計画についても、特段の問題は指摘されなかった。

(参考：令和元年度公立大学法人京都市立芸術大学業務実績評価書 7 頁)

さらに、過去 5 年間（平成 27 年度から令和元年度）の決算状況から、安定的な収入の確保を実現している。

加えて、効率的な執行による経費支出の減などにより、限られた財源の効果的な活用に努め、最終的な収支はほぼ均衡している。

【表 I-11】過去 5 年の決算状況の推移

過去5年間の決算状況の推移						
(単位：百万)						
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
収入	運営費交付金	1,486	1,465	1,505	1,587	1,522
	補助金収入	11	32	33	28	19
	授業料等収入	689	700	693	693	686
	委託研究等収入及び寄附金	32	37	21	35	30
	その他収入	20	24	20	21	20
目的積立金取崩	0	0	12	3	0	
計	2,248	2,258	2,234	2,347	2,287	
(単位：百万)						
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
支出	人件費	1,628	1,674	1,751	1,711	1,750
	教育研究費	362	371	363	347	352
	委託研究費等収入及び寄附金	31	26	31	36	29
	一般管理費	185	171	173	180	182
計	2,206	2,242	2,318	2,284	2,313	

### (3) 外部資金の状況

産学連携の取組に伴う受託事業費、受託研究費、共同研究費の獲得やギャラリー@KCUA の展覧会への助成金の獲得などに努めるとともに、「未来の芸術家支援のれん百人衆」「京芸友の会」等の寄付制度を設け、寄附金の獲得に取り組んでいる。

また、令和 5 年のキャンパス移転を見据えて、新たに施設整備基金を創設し、寄附金の獲得に取り組んでいる。

科学研究費補助金についても、中期計画に数値目標を掲げるなど、積極的な申請を行っており、順調に新規採択件数を伸ばしている。

また、令和元年度から特定業務職員制度を創設し、研究・教育や業務の特性に応じた人材の確保に努めている。

### (4) 教育研究環境の整備

限られた財源を効率的かつ効果的に活用することを意識し、中期計画の着実な推進のために必要な取組や、学内の各機関からの新規充実予算要求に対応するなど、教育研究環境の向上に努めている。

また、令和 5 年に予定している移転も見据え、楽器、機器・機材及び設備等の計画的な整備に取り組んでいる。

令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止と対面授業再開を両立させるための授業環境を整備するなど、厳しい状況下でも教育研究環境の維持・向上に努めた。

以上のことから、本学は財務に関することについて、法令に適合し、大学としてふさわしい教育研究活動の質を確保していると判断する。

自己評価結果	健全な財政状況を実現しており、また寄附金獲得等に積極的に取組むなど外部資金についても様々な資金を確保している。さらに、限られた予算であるが工夫して教育研究環境の整備も充実させている。
優れた点	財政状況は継続して健全な状況を保ち、一定の目的積立金を確保するなど安定した法人経営に寄与している。
改善を要する点	

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<p><b>大学設置基準</b></p> <p><b>第四十条の三（教育研究環境の整備）</b>            大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。</p>	<p><a href="#">公立大学法人京都市立芸術大学第2期中期目標</a>  <a href="#">公立大学法人京都市立芸術大学第2期中期計画</a>  <a href="#">令和2年度公立大学法人京都市立芸術大学年度計画</a>  <a href="#">平成31年度公立大学法人京都市立芸術大学年度計画</a>  <a href="#">公立大学法人京都市立芸術大学令和元年度業務実績評価書</a>  <a href="#">財務諸表（令和元年度）</a>  <a href="#">監査報告書（令和元年度）</a>  <a href="#">独立監査人の監査報告書（令和元年度）</a>  <a href="#">決算報告書（平成27年度）</a>  <a href="#">決算報告書（平成28年度）</a>  <a href="#">決算報告書（平成29年度）</a>  <a href="#">決算報告書（平成30年度）</a>  <a href="#">決算報告書（令和元年度）</a>  <a href="#">未来の芸術家支援のれん百人衆京芸友の会</a></p>
②	<p><b>大学院設置基準</b></p> <p><b>第二十二条の三（教育研究環境の整備）</b>            大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。</p>	(同上)

## 又 イからりまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること

### (1) 自己点検評価の実施状況

<p><b>(1) ICT 環境の整備について</b></p> <p>ICT 教育やその学務への活用については、研究室や講義室等の主要箇所への LAN ケーブル敷設や無線 LAN アクセスポイント設置によりネットワーク環境を整備している。</p> <p>また、学生及び教職員全員に大学から学生アカウント及び教職員アカウントを付与することで、大学から発信する情報を直ちに受けとることを可能にするとともに、学生ポータルサイトや教員ポータルサイトなど特定の対象者に対して周知する情報を掲載するサイトを設け、情報発信を行っている。</p> <p>さらに、大学が付与するアカウントでオンライン授業に参加することが出来る等、ICT 環境を整備しコロナ禍であっても学生の学習の機会を確保できるように取り組んでいる。</p> <p>加えて、令和3年度から新たな教務システムを導入することで、学生の入学する前のデータから卒業後までのデータを一元化し、学生の在籍管理をより効果的なものとしていく。</p> <p><b>(2) 学生支援に関することについて</b></p> <p>① 学習支援</p> <p>各学部教務委員会及び教授会の承認のもとで、各専任教員についてのオフィスアワー制度を設け、学生の学習相談に応じる機会を設けているほか、教務学生課窓口において随時履修相談を受け付けることで、学習支援を行っている。</p> <p>また、臨床心理士の資格を持つカウンセラーによる学生相談を週3日開催しており、学生生活の相談を受けることができる体制を整えるとともに、新入生については入学後カウンセラーとの面談を義務付けており、学生生活で悩みを持つ学生を早期に発見し対応できる体制を整備している。</p> <p>② 留学生支援</p> <p>事務局内でインターナショナルコーディネータを2名雇用し、現在19校ある交換留学提携校へ留学を考えている学生に対する相談や、その他の方法で留学を考えている学生に対する相談に応じる体制を整えている。</p>	<p>また、留学経験者によるセミナーの実施、留学説明会の開催、交換留学生として派遣する学生に対する大学からの留学補助等、留学を促進する取組を行っている。</p> <p>さらには、大学として海外安全危機管理サービスに加入し、留学している学生の安否確認や、留学先での危険情報の発信などに取組んでいる。</p> <p>加えて、留学生を受け入れる体制として、留学生向けのオリエンテーションや日本語語学プログラム講座を開講したり、留学生を受け入れる教員に対する留学生受入ガイダンスを開催したりする等、留学生受入体制も整備している。</p> <p>③ 障害を持つ学生への支援</p> <p>各学部及び各研究科の募集要項には、「障害等を有する入学志願者との事前相談について」という項目をもうけ、障害等がある方に、受験上及び修学上配慮を必要とする場合に申し出ができる制度を設けている。申し出があった場合は、受験上必要な配慮をするとともに、合格後には入試担当から保健室や学生担当及び担当教務に情報を伝え、対応することとしている。</p> <p>また、入学者が提出する健康調査票には既往歴等を記入する欄を設け、保健室が管理し、必要に応じて学生相談室と連携し学生の対応にあたっている。</p> <p>さらに、スロープの設置や多目的トイレの設置等障害を持つ学生に配慮した施設を整備している。</p> <p>④ 経済支援</p> <p>大学独自の授業料減免制度だけでなく、大学に推薦依頼のある奨学金を大学 Web サイトや学生ポータルサイトで案内する等、経済的に困窮する学生の支援にも取り組んでいる。</p> <p>⑤ その他の支援</p> <p>本学は芸術大学であるため、卒業後の進路として進学、企業への就職よりも個人としての制作活動や演奏活動を選択する学生が多数いる。そこで、就職活動のアドバイザーだけでなく、美術・音楽アドバイザーが常時在籍するキャリアデザインセンターを設置し、在学中から卒業後の進路を相談できる環境を整備している。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>ICT 環境の整備、学生の経済的支援、留学生支援など教育研究活動にとって必要な支援を実施できている。</p>
<p>優れた点</p>	
<p>改善を要する点</p>	<p>学生の学習支援について、現状ではオフィスアワー制度を実施しているが、学生に対して周知徹底されていないことによりオフィスアワー制度を利用する学生が少ないため、オフィスアワー制度自体を再度検証する必要がある。</p>

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	関係事項	
①	<b>ICT環境の整備</b> 教育研究上で必要なICT環境が整備されている。	<a href="#">公立大学法人京都市立芸術大学情報システム運用基本規程</a> <a href="#">公立大学法人京都市立芸術大学情報セキュリティポリシー</a> <a href="#">公立大学法人京都市立芸術大学情報セキュリティガイドライン</a>
②	<b>学生支援</b> 学生の学習支援に対する体制が整備され、適切に支援が行われている。	オフィスアワー（美術） オフィスアワー（音楽） 学生相談
③	<b>学生支援</b> 特別な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	<a href="#">美術学部学生募集要項</a> <a href="#">音楽学部学生募集要項</a> <a href="#">大学院美術研究科修士課程・博士（後期）課程学生募集要項</a> <a href="#">大学院音楽研究科修士課程・博士（後期）課程学生募集要項</a> <a href="#">新入生健康調査票</a> <a href="#">在学生健康調査票</a> <a href="#">支援・配慮希望相談票</a>
④	<b>学生支援</b> 経済的な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	<a href="#">奨学金制度</a> <a href="#">公立大学法人京都市立芸術大学の授業料の減免の取扱いに関する要綱</a> <a href="#">公立大学法人京都市立芸術大学の授業料の減免に関する事務取扱要領</a> <a href="#">公立大学法人京都市立芸術大学入学科減免要綱</a> <a href="#">京都市立芸術大学日本学生支援機構奨学生推薦・選考要領</a> <a href="#">京都市立芸術大学日本学生支援機構奨学金返還免除候補者選考規程</a>
⑤	<b>設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた是正改善</b> 設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育活動等の是正または改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を踏まえ、是正または改善に努めている。	(該当しない)



## Ⅱ 「基準 2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料

## 1) 自己分析活動の状況

<p>本学では、教育研究水準の向上のため、京都市立芸術大学学則第2条第1項で「本学は、教育研究水準の向上に資するため、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、自ら自己点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と定めている。この規定に基づいて、自己点検評価委員会を設置し、全学的な自己点検を実施することとしている。</p> <p>自己点検評価委員会は、認証評価で指摘された事項について、各部局に改善をもとめ、改善状況の進捗管理や各部局からの改善案について全学的な視点での分析・評価を行ってきた。</p> <p>また、教育研究の質向上のための分析活動について、各学部・研究科・センターなどの各部局において、毎年度年度計画と業務実績を作成し、その内容を大学の教育研究の重要事項を審議する教育研究審議会において報告することで、大学全体として教育研究の質向上についての改善等に繋げている。</p> <p>本学では、認証評価に対する改善を各部局に求め、改善内容について評価する自己点検評価委員会と、毎年度各部局から年度計画と業務実績が報告されそれについて審議する場である教育研究審議会が両輪として、大学の教育研究水準の向上を図ることとしている。</p> <p>この全学的な組織である自己点検評価委員会と教育研究審議会の指揮・指導の下、各部局ではそれぞれの取組について分析活動を実施している。</p> <p>ここでは、各部局において実施された分析活動について、4つの事例を取上げている。</p> <p>1 授業に関するアンケート等に基づく授業改善の取組</p> <p>学生の授業に対する満足度や要望を把握し授業の改善につなげるために、授業評価アンケートや学生自治会による要望への対応を行っている。この取組により、一定の授業改善が見られたが、今後の検討課題も生じたため、大学全体での取組を検討していく必要がある。</p>	<p>2 卒業終了時アンケートに基づく学生支援活動への取組</p> <p>本学は芸術大学であり、卒業修了後に就職ではなく制作活動や演奏活動を行う学生が多数いる。そのため、卒業修了生への適切な支援を行うため、キャリアデザインセンターを立ち上げ、学生支援活動を行っている。</p> <p>3 学習環境アンケートに基づく学習環境改善への取組</p> <p>本学では、本学の理念である少人数クラスを実施しているため、教員と学生相互のコミュニケーションが容易にとれる状況を作り出している。そのため、学習環境の改善については、従来教員と学生相互のコミュニケーションの中で改善を図っており、大学全体で学習環境アンケートをとるといった方法は行っていなかった。</p> <p>しかし、新型コロナウイルス感染症防止対策による影響で、従来の教員と学生相互のコミュニケーションがとりにくい状況となったことから、令和2年度に初めて全学生に対する学習状況に関するアンケートを実施した。</p> <p>4 研究教育水準の向上を図るための資金獲得に関する取組</p> <p>本学では、第2期中期計画で外部資金制度の活用促進を図るためのサポートを行うことを定め、研究水準の向上を図ってきた。</p>
--	--

## 2) 自己分析活動の取組み（目次） ※学習成果に関する分析の取組み等を1つ以上記述します

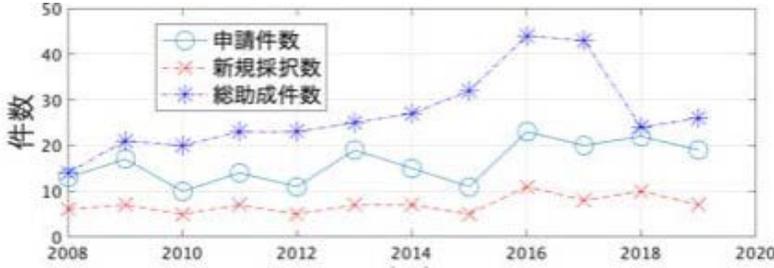
No.	タイトル	ページ数
1	授業に関するアンケート等に基づく授業改善の取組	37
2	卒業終了時アンケートに基づく学生支援活動への取組	38
3	学習環境アンケートに基づく学習環境改善への取組	39
4	研究教育水準の向上を図るための資金獲得に関する取組	40
5	(その他、No. 1～4以外で特徴的な取組があれば記入)	41

### 3) 自己分析活動の取組み

<b>タイトル</b> (No. 1)	授業に関するアンケート等に基づく授業改善の取組
<b>分析の背景</b>	学生の授業に対する満足度や要望を把握し授業の改善に繋げるために各授業や各専攻で「授業評価アンケート」を行っている。また、学生自治会が各期に学生から提案のあった授業に関する要望を取りまとめ、大学に要望書を提出している。これらのアンケートや要望に基づく、授業改善の取組について分析調査を行った。
<b>分析の内容</b>	<p>1 改善状況</p> <p>授業ごとあるいは専攻単位で行っている「授業評価アンケート」の内容及び学生自治会が学生からの要望をまとめて提案する要望書の内容を検討したうえ、以下のとおり授業改善を行ってきた。アンケートや学生自治会からの要望は、基本的には各期1回行っている。過去3年分は事務局に保管し、必要に応じて過年度の内容を確認できるようにしている。</p> <p><b>【シラバスのWeb化】</b></p> <p>授業内容や評価が記載されたシラバスは、冊子で各学生に配付していた。学生からシラバスを携帯していなければ授業内容等の確認が出来ずに不便である等の要望があったため、各教務委員会で検討のうえ各教授会及び教育研究審議会で承認され、平成28年度からWebシラバスを導入した。これにより、学生がいつでも、どこからでも授業の内容等を閲覧することが可能となり、授業の必修・選択の区分、各単元の進行予定や成績評価方法の確認を容易にできるように改善された。</p> <p><b>【履修科目についての選択肢の増加】</b></p> <p>教職課程について、開講科目が少なくまた実技等の必須科目と開講時間が重複している等で、選択したい科目を履修できないとの改善要望があった。そこで、両学部の教務委員会で検討のうえ、平成31年度から新たに美術学部にて設けている教職に必須の「外国語コミュニケーション」科目に、英語以外の選択肢として「フランス語(中上級)」を追加し、音楽学部生でも同科目の履修を可能とした。これにより、履修科目の選択肢が増加し、学生が授業を選択し易いように改善された。</p> <p><b>【習熟度に合わせた対応】</b></p> <p>音楽学部の英語は、段階的に履修するグレード制のカリキュラムである。学生から、会話や英作文のみを学びたい場合や留学のために発展的な英語のみを学習したい場合でも、グレード制のため初期英語から始めなければならないことに対し改善の要望が多くあった。そこで音楽学部教務委員会で検討のうえ、平成30年度から会話や英作文はグレード制とは別科目とし、また留学のための実践的な英語を学ぶ「実践英語(留学)」も新たに開講した。これにより、学生がグレード制に関わらず希望する科目を履修できるようになった。</p> <p>2 今後の検討課題</p> <p>学生に対するアンケートは、各教員及び各専攻が任意で行っており、令和2年度に初めて大学として一律にアンケートを実施したところである。また、学生自治会も年度によって取組姿勢が異なるため、要望の提出される年度と提出されない年度がある。今後の課題としては、大学全体として継続的かつ体系的に学生からの要望を受け取る手段を検討し、授業の改善に繋げる仕組みの構築が必要と考えている。</p>
<b>自己評価</b>	学生から改善要望があった事項は、現状では各教員や専攻が次年度の授業に反映させている。しかし、授業改善に関する取組を継続的かつ体系的に実施するためには、現状の各教員や専攻に委ねる方法から、大学全体で取組む方法に変更する必要がある。
<b>関連資料</b>	<p><a href="#">シラバス</a></p> <p>平成29年12月19日音楽学部教務委員会議事録</p> <p>平成30年1月30日音楽学部教授会議事録</p> <p>授業に関するアンケート(美術・教員用)</p> <p>授業に関するアンケート【マーク式】／【記述式】(美術・学生用)</p> <p>2019 授業に関するアンケート(音楽)</p> <p>2020 授業に関するアンケート(音楽)</p>

タイトル (No. 2)	卒業修了時アンケートに基づく学生支援活動への取組																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
分析の背景	<p>本学は芸術大学ということもあり、卒業終了後に制作活動や演奏活動を行う学生が多数いるにもかかわらず、学生への適切な支援活動が不足している状況にあった。そこで、卒業修了生への適切な支援活動のため、平成24年度からキャリアデザインセンターで実施している「卒業修了時アンケート調査」の結果をもとに、学生支援活動状況について分析した。</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
分析の内容	<p>【表Ⅱ-1】学部研究科別過去3年分の進路状況</p> <table border="1" data-bbox="288 465 1281 831"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">制作・演奏活動</th> <th colspan="3">就職</th> <th colspan="3">進学</th> <th colspan="3">その他</th> </tr> <tr> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>美術学部</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>9</td> <td>65</td> <td>54</td> <td>62</td> <td>39</td> <td>35</td> <td>42</td> <td>15</td> <td>30</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>音楽学部</td> <td>8</td> <td>5</td> <td>11</td> <td>10</td> <td>9</td> <td>13</td> <td>20</td> <td>23</td> <td>20</td> <td>22</td> <td>23</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>美術研究科(修士)</td> <td>17</td> <td>15</td> <td>13</td> <td>24</td> <td>23</td> <td>31</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>9</td> <td>22</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>音楽研究科(修士)</td> <td>16</td> <td>9</td> <td>7</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>46</td> <td>36</td> <td>40</td> <td>101</td> <td>89</td> <td>108</td> <td>62</td> <td>63</td> <td>66</td> <td>52</td> <td>79</td> <td>68</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;解説&gt;</p> <p>本学は芸術大学ということもあり、卒業終了後の進路については、「就職」の割合は3~4割程度である。一方で、進路を決めないまま卒業する「その他」や「制作・演奏活動」が「就職」を上回る状況となっている。</p> <p>そのため、本学ではキャリアデザインセンターを設け、制作・演奏活動を考えている学生に対して、様々な講座を開講する等により支援を行っている。もっとも、支援に対する要望のほとんどは美術学部生からであるため、美術学部生を主とした制作活動への支援が多くなり、音楽学部生に対する演奏活動の支援は現状手薄となっていることが、今後に向けた課題となっている。</p> <p>【表Ⅱ-2】令和2年度ポートフォリオ講座の参加人数</p> <table border="1" data-bbox="300 1193 970 1675"> <thead> <tr> <th></th> <th>1回生</th> <th>2回生</th> <th>3回生</th> <th>4回生</th> <th>M1</th> <th>M2</th> <th>D1</th> <th>D2</th> <th>D3</th> <th>卒業生</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>美術科</td> <td>12</td> <td>21</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>日本画</td> <td></td> <td></td> <td>9</td> <td>10</td> <td>5</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>油画</td> <td></td> <td></td> <td>14</td> <td>6</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>彫刻</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>版画</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>構想設計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>デザイン科</td> <td>8</td> <td>7</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>VD</td> <td></td> <td></td> <td>8</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>環境デザイン</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>PD</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>工芸科</td> <td>3</td> <td>8</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>陶磁器</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>漆工</td> <td></td> <td></td> <td>5</td> <td>1</td> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>染織</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>3</td> <td>2</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>総合芸術学</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>保存修復</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>声楽</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>24</td> <td>37</td> <td>46</td> <td>27</td> <td>19</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>9</td> <td>171</td> </tr> </tbody> </table> <p>学生への支援活動の代表例として、「ポートフォリオ講座」や「確定申告入門講座」が挙げられる。【表Ⅱ-2】及び関連資料の調査報告より、各講座に対する在学生の関心は高く、出席した学生に対するアンケート内容からは、この支援活動が就職と制作活動で進路を決められずにいる学生に対する一助になっていることや、在学中から制作活動を行う際に必要となる知識を身につける機会を提供できているなど、一定の目的を果たせていることが伺える。</p> <p>以上の結果から、在学生に対する進路の選択肢として、就職だけでなく制作活動についても支援を行うことができている。</p>		制作・演奏活動			就職			進学			その他			H29	H30	R1	美術学部	5	7	9	65	54	62	39	35	42	15	30	22	音楽学部	8	5	11	10	9	13	20	23	20	22	23	23	美術研究科(修士)	17	15	13	24	23	31	3	1	3	9	22	16	音楽研究科(修士)	16	9	7	2	3	2	0	4	1	6	4	7	合計	46	36	40	101	89	108	62	63	66	52	79	68		1回生	2回生	3回生	4回生	M1	M2	D1	D2	D3	卒業生	合計	美術科	12	21	1								34	日本画			9	10	5					4	28	油画			14	6						1	22	彫刻			2		1						3	版画			2	1	1						4	構想設計				3			2				5	デザイン科	8	7									15	VD			8	1	2	2					13	環境デザイン				1	2						3	PD					1					1	2	工芸科	3	8									11	陶磁器					2	1					3	漆工			5	1	3					1	10	染織			2	3	2		1			1	9	総合芸術学	1	1	2	1		1					6	保存修復									1	1	2	声楽			1								1	合計	24	37	46	27	19	5	1	2	1	9	171									
	制作・演奏活動			就職			進学			その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	H29	H30	R1	H29	H30	R1	H29	H30	R1	H29	H30	R1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
美術学部	5	7	9	65	54	62	39	35	42	15	30	22																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
音楽学部	8	5	11	10	9	13	20	23	20	22	23	23																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
美術研究科(修士)	17	15	13	24	23	31	3	1	3	9	22	16																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
音楽研究科(修士)	16	9	7	2	3	2	0	4	1	6	4	7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
合計	46	36	40	101	89	108	62	63	66	52	79	68																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	1回生	2回生	3回生	4回生	M1	M2	D1	D2	D3	卒業生	合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
美術科	12	21	1								34																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
日本画			9	10	5					4	28																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
油画			14	6						1	22																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
彫刻			2		1						3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
版画			2	1	1						4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
構想設計				3			2				5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
デザイン科	8	7									15																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
VD			8	1	2	2					13																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
環境デザイン				1	2						3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
PD					1					1	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
工芸科	3	8									11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
陶磁器					2	1					3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
漆工			5	1	3					1	10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
染織			2	3	2		1			1	9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
総合芸術学	1	1	2	1		1					6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
保存修復									1	1	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
声楽			1								1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
合計	24	37	46	27	19	5	1	2	1	9	171																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
自己評価	<p>卒業修了生に対する進路調査の結果を、キャリアデザインセンターが開催する講座に反映させることで、本学特有の制作活動に進む学生に対するサポートに役立てている。しかし、現在キャリアデザインセンターの実施する講座は主に美術学部生に向けてのものが多く、音楽学部生に対する講座が手薄となっているため、今後音楽学部生に対するサポートも実施していく必要がある。</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
関連資料	<p>進路状況調査、<a href="#">キャリアデザインセンターの実施する講座一覧</a>  令和2年度「ポートフォリオ講座」受講者アンケート調査報告  令和2年度「確定申告入門講座」アンケート調査報告</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														

<b>タイトル (No. 3)</b>	学習環境アンケートに基づく学習環境改善への取組																		
<b>分析の背景</b>	<p>学生の学習環境に関する調査として、教員と学生相互のコミュニケーションのなかでの確認や各専攻や各授業で個別にアンケートをとることで実施しており、大学全体で学生に授業アンケートをとったり学習状況調査をおこなったりすることは令和2年度まで行っていなかった。</p> <p>しかし、令和2年度に初めて、修学支援システム (Google Classroom) を利用し、大学全体として授業アンケートや学習状況調査を実施し、遠隔授業や学習状況について分析した。</p>																		
<b>分析の内容</b>	<p>本学では、学生全体に対して授業に関するアンケートや学習状況調査をおこなってはいなかったが、これは本学特有の事由によるものである。</p> <p>すなわち、本学の理念として「少数精鋭の高度な教育体制を維持展開させること」を掲げ、教員と学生相互が親密で豊かなコミュニケーションをとれるように少人数クラスでの授業を基本としている。そのため、授業に関するアンケートをとらなくとも、教員と学生相互のコミュニケーションが容易にとれる状況にあり、学生の授業に対する要望を教員が直接聞き、個別に反映させることで、より良い教育内容へと改善していくことが可能であったからである。</p> <p>また、本学では学生に対して学生アカウントを配付していたものの、学生のアカウント利用率が低かったことから、学生全体に対して授業に関するアンケートや学習状況調査を行えなかったという技術的な問題もあった。</p> <p>もっとも、専攻やクラスによっては教員独自で授業に関するアンケートや学習状況調査を行うことにより、教員と学生相互のコミュニケーションだけではなく調査結果も踏まえた上での教育水準の向上を図ることも行っていた。</p> <p>しかし、令和2年度前期は新型コロナウイルス感染防止対策として、全ての授業を遠隔授業にしたことにより、本学特有の教員と学生相互のコミュニケーションにより授業の中でより良い教育内容へと改善する方法を取ることができなくなった。一方、学生アカウントを利用して授業を受ける必要が生じ、学生の学生アカウント利用率が100%となったことから、Google フォームを活用して全学生を対象に遠隔授業や学習状況に関するアンケートを実施した。アンケート結果は全教員にフィードバックし、より良い教育内容へと改善していく手段とした。</p> <p>Q14 現時点での、あなたの遠隔授業適応度を選んで下さい。 575件の回答</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適応度</th> <th>回答数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 (全く適応できない)</td> <td>10</td> <td>1.7%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>38</td> <td>6.6%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>105</td> <td>18.3%</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>270</td> <td>47%</td> </tr> <tr> <td>5 (全く問題なく適応できる)</td> <td>152</td> <td>26.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【図Ⅱ-1】学生全体に対する遠隔授業に関するアンケート (抜粋)</p> <p>以上のことから、本学では少人数クラスの利点である教員と学生相互のコミュニケーションが容易にとれる状況を活かしつつ、全学生を対象とするアンケートを実施することで大学全体としての教育水準の向上を図ることができるのか、慎重に見極めながら学習環境の改善に取り組むように努める。</p>	適応度	回答数	割合	1 (全く適応できない)	10	1.7%	2	38	6.6%	3	105	18.3%	4	270	47%	5 (全く問題なく適応できる)	152	26.4%
適応度	回答数	割合																	
1 (全く適応できない)	10	1.7%																	
2	38	6.6%																	
3	105	18.3%																	
4	270	47%																	
5 (全く問題なく適応できる)	152	26.4%																	
<b>自己評価</b>	<p>本学では、少人数クラスでの授業を基本としており、教員と学生相互のコミュニケーションをとることで、より良い学習環境へ改善することを実現してきた。</p> <p>しかし、教員と学生相互のコミュニケーションだけに任せるのではなく、大学として学生の学習環境や学習状況を把握し、教育水準の向上を図る必要がある。そのため、大学が主体となって全学生を対象とするアンケートを実施する等の学習環境の改善に取り組むように努める。</p>																		
<b>関連資料</b>	<p>遠隔授業事後アンケート (教員向け) 結果, 遠隔授業に係る学生アンケート結果 学生メールサービス利用登録申請書</p> <p><a href="#">公立大学法人京都市立芸術大学情報システム運用基本規程</a>  <a href="#">公立大学法人京都市立芸術大学情報セキュリティポリシー</a>  <a href="#">公立大学法人京都市立芸術大学情報セキュリティガイドライン</a></p>																		

<b>タイトル (No. 4)</b>	<b>研究教育水準の向上を図るための資金獲得に関する取組</b>																								
<b>分析の背景</b>	<p>本学では、平成24年の公立大学法人化まで、科研費等外部資金の獲得が課題であったことから、第1期中期計画に「科学研究費補助金等の獲得に努め、これを活用した研究活動を推進する」と定めるとともに、第2期中期計画では「科学研究費をはじめとする外部資金制度の活用促進を図るために必要なサポート」を行うと定め、研究教育水準の向上を図ってきた。同時に、学長裁量による特別研究費を確保し、多様なテーマでの教員の積極的な研究の活発化を図っている。これにより、教員が自発的な特別研究をこれまで以上に積極的に推進し、本学の研究教育水準の向上につながる機会を確保している。</p>																								
<b>分析の内容</b>	<p>1 科学研究費の獲得について</p> <p>本学は平成24年度から平成29年度までの第1期中期計画において、科学研究費等の獲得に努め、これを活用した研究活動を推進することを計画に定めて【図Ⅱ-2】のとおり科学研究費を獲得してきた。また、平成30年度から令和5年度の第2期中期計画においては、科研費の申請件数を100件（6年間）とする数値目標を定めるとともに、科研費をはじめとする外部資金制度の活用促進を図るために必要なサポートを行うと定めている。この目標を達成するため令和2年度より試験的に民間企業による資金獲得のサポート業務を導入し、科研費を獲得することで研究教育水準の向上が図れるような体制を整えている。</p>  <p>【図Ⅱ-2】平成23年度以降の科研費獲得状況</p> <p>2 特別研究助成について</p> <p>科研費等では芸術創作や演奏実施などへの支援が手薄い側面を補うため、学長裁量による学内の特別研究に対する助成について定め、教員における自発的な特別研究をこれまで以上に積極的に推進する取組を行っている。この制度は平成23年度に予算500万円ではじめ、現在では800万円の予算で行っている。平成28年度からは、一般公募に加え、学内学外連携を深める観点から重点テーマ枠を設けている。重点テーマとして、「異分野間の横断的な研究連携」「地域との連携に関わる研究」「芸術資源を活用した創造的な活動」「実験的な教育の提案」「コロナ以降の芸術大学の可能性を探る研究」といった本学が果たすべき役割を実現するための研究テーマや直面する課題を打破するためのテーマを設定している。</p> <p>【表Ⅱ-3】特別研究助成の申請数と採択数（過去5年分）</p> <table border="1" data-bbox="295 1534 1085 1702"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申請件数</td> <td>17</td> <td>17</td> <td>17</td> <td>22</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>採択件数</td> <td>12</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>12</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>交付総額</td> <td>7,216,000</td> <td>8,000,000</td> <td>7,970,000</td> <td>7,999,800</td> <td>7,991,130</td> </tr> </tbody> </table>		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	申請件数	17	17	17	22	12	採択件数	12	15	15	12	12	交付総額	7,216,000	8,000,000	7,970,000	7,999,800	7,991,130
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度																				
申請件数	17	17	17	22	12																				
採択件数	12	15	15	12	12																				
交付総額	7,216,000	8,000,000	7,970,000	7,999,800	7,991,130																				
<b>自己評価</b>	<p>採択件数は横ばいであるものの、科研費の申請件数については年々増えていることで一定の効果が表れている。また、令和2年度の科研費獲得に向けたサポートについては、科研費の採択数がどのように伸びるのかについて今後の採択数を見ながら分析を行う必要があるが、さらなる科研費の獲得に繋げる取組として評価できる。また、教員における自発的な特別研究を積極的に推進する取組である特別研究助成制度は、本学の研究教育水準の向上に資するための取組として評価できる。</p>																								
<b>関連資料</b>	<p><a href="#">京都市立芸術大学特別研究助成規程</a>  令和3(2021)年度 特別研究助成の募集について  令和3(2021)年度 特別研究助成申請書</p>																								

タイトル (No. 5)	
分析の背景	
分析の内容	
自己評価	
関連資料	



### Ⅲ 「基準 3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料

## 1) 特色ある教育研究の状況

<p>本学は、「自由で独創的な研究を行うとともに」「次世代の芸術文化を先導する創造的な人材を生み出し」「国内外の芸術文化の発展に寄与すること」を建学の目的としており、その具現化のために、本学独自の教育研究を行う中で、質の高い芸術教育を行う体制を整え、地域社会と連携しながら芸術活動の普及に努めている。</p> <p>本学独自の教育研究を行う中で、質の高い芸術教育を行うための取組として、少人数で学ぶ教育体制を整えるとともに、専攻学部研究機関をまたいだ横断的な教育を行う体制を整えている。</p> <p>また、教育研究成果の市民への還元を行うことで、地域に根差す大学として地域社会と連携をした取組も行っている。</p> <p>さらに、本学では美術学部・音楽学部に加えて、日本伝統音楽研究センター及び芸術資源研究センターの2センターを設置している。</p> <p>日本伝統音楽研究センターでは、毎年国内外の研究者を集めてプロジェクト研究・共同研究を実施し、日本の伝統音楽の体系的復元研究や伝統楽器音源のデータベース化を行っている。また、専門図書室を設置し、研究者コミュニティで利用するだけでなく、学生市民の研究学習活動にも寄与している。</p> <p>芸術資源研究センターでは、本学の歴史の中で蓄積されてきた著名な卒業生の作品や多岐にわたる研究の成果等を広く収集し、体系的に整理公開することで、国内外の芸術文化普及についての取組を行っている。</p> <p>加えて、地域を中心とした企業や篤志家からの寄付を活用して、学生の自主的実践的な活動を支援することによって、学生の創造性や発信力を伸ばす取組を行っている。</p> <p>ここでは、本学の特色ある教育研究の状況として5つの取組を取上げている。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 質の高い芸術教育を行うための取組について 本学の目的として「質の高い芸術教育を行う」と定款で定め、そのための取組として少人数で学ぶ教育体制を整えている。</li> <li>2 芸術大学ならではの实技教育の実践について 芸術大学として美術音楽それぞれの特性を踏まえた実技を重視した専門性の深化に取組んでいる。</li> <li>3 地域社会との連携について 地域に根差す大学として、教育研究成果の市民への還元を力を入れ、様々な取組を行っている。</li> <li>4 芸術資源のアーカイブと公開に関する取組について 本学の長い教育研究の歴史の中で蓄積されてきた芸術作品等を、次世代の創造的な芸術文化を醸成するために活用する取組を行っている。</li> <li>5 学生の自主的実践的な活動を支援する取組について 京都を中心とする企業や篤志家からの寄付金を財源にして、学生の自主的・実践的な活動に対し補助を行うとともに、学生の成果発表の場に寄付者を招待するなど、成果を地域へ還元する取組を行っている。</li> </ol>
--	--

## 2) 特色ある教育研究の取組み（目次）

No.	タイトル	ページ数
1	質の高い芸術教育を行うための取組について	45
2	芸術大学ならではの实技教育の実践について	46
3	地域社会との連携について	47
4	芸術資源のアーカイブと公開に関する取組について	48
5	学生の自主的実践的な活動を支援する取組について	49

### 3) 特色ある教育研究の取組み

<b>タイトル</b> (No. 1)	質の高い芸術教育を行うための取組について																																																																																																																																																																																																																																						
<b>取組の概要</b>	<p>本学の目的として、「質の高い芸術教育を行う」ことを定款で定めている。この目的を達成するために、幅広い知識と確かな基礎力を身につけられるよう建学以来「理論教育」を重視してきた。また、作品制作や演奏のための技術や感性を磨く「実技教育」は、適切な規模と設備を備えた環境で養われることから、少人数教育を実践している。</p>																																																																																																																																																																																																																																						
<b>取組の成果</b>	<p>本学の標榜する「質の高い芸術教育」を実践する方法として、以下の方法を実践している。</p> <p>1 理論教育の実践</p> <p>美術学部では専攻に関わらず、芸術文化系列、芸術科学系列、芸術学美術史系列のうち同一系列から履修しなければならない必修単位を定めている。また、音楽学部でも、専攻に関わらず、音楽理論とは異なる環境生態学やメディア学等の理論を学ぶ選択科目b群から履修しなければならない必修単位を定めている。</p> <p>この取組は、専攻以外の分野の理論教育を受ける機会を確保し、潜在的な表現力を研く機会を設けるために定められている。そして、このような取組は、美術大学と音楽短期大学が統合して「芸術大学」となった昭和44年当時から、一般教育科目として法学や経済学、数学や化学などの科目が設置されていたことから、長年にわたり理論教育を重視して取組んでいることがうかがえる。</p> <p>2 少人数教育の実践</p> <p>本学では、下記【表Ⅲ-1-1】【表Ⅲ-1-2】のとおり少人数教育を実践している（専任教員のみにも占める学生数【表Ⅲ-1-1】が高い専攻についても、非常勤講師を適切に配置することにより、教員に占める学生数を抑えることで【表Ⅲ-1-2】少人数教育を実践している）。少人数教育を実践することで、学生は、教員からの手厚い実技指導を受けることができ、作品制作や演奏のための技術や感性を磨くことを可能としている。</p> <p>【表Ⅲ-1-1】教員（専任教員のみ）1名あたりに占める学生数</p> <table border="1" data-bbox="379 1153 1278 1485"> <thead> <tr> <th colspan="14">美術学部</th> </tr> <tr> <th></th> <th>日本画</th> <th>油画</th> <th>版画</th> <th>彫刻</th> <th>構想設計</th> <th>V D</th> <th>P D</th> <th>環境</th> <th>陶磁器</th> <th>漆工</th> <th>染織</th> <th>総芸</th> <th>保存修復</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教員数</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>10</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>学生数</td> <td>136</td> <td>98</td> <td>35</td> <td>39</td> <td>41</td> <td>72</td> <td>35</td> <td>38</td> <td>41</td> <td>54</td> <td>55</td> <td>27</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>教員1人当たりの学生数</td> <td>19.4</td> <td>14.0</td> <td>11.7</td> <td>9.8</td> <td>13.7</td> <td>18.0</td> <td>11.7</td> <td>12.7</td> <td>8.2</td> <td>13.5</td> <td>13.8</td> <td>2.7</td> <td>3.3</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="379 1355 970 1485"> <thead> <tr> <th colspan="9">音楽学部</th> </tr> <tr> <th></th> <th>作曲</th> <th>指揮</th> <th>ピアノ</th> <th>弦楽</th> <th>管・打楽</th> <th>声楽</th> <th>音楽学</th> <th>日本音楽研究</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教員数</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>学生数</td> <td>15</td> <td>8</td> <td>71</td> <td>64</td> <td>68</td> <td>70</td> <td>17</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>教員1人当たりの学生数</td> <td>5.0</td> <td>8.0</td> <td>14.2</td> <td>21.3</td> <td>22.7</td> <td>14.0</td> <td>4.3</td> <td>2.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>【表Ⅲ-1-2】教員（非常勤も含む）1名あたりに占める学生数</p> <table border="1" data-bbox="379 1529 1278 1861"> <thead> <tr> <th colspan="14">美術学部</th> </tr> <tr> <th></th> <th>日本画</th> <th>油画</th> <th>版画</th> <th>彫刻</th> <th>構想設計</th> <th>V D</th> <th>P D</th> <th>環境</th> <th>陶磁器</th> <th>漆工</th> <th>染織</th> <th>総芸</th> <th>保存修復</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教員数</td> <td>13</td> <td>16</td> <td>9</td> <td>14</td> <td>15</td> <td>18</td> <td>16</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>9</td> <td>18</td> <td>14</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>学生数</td> <td>136</td> <td>98</td> <td>35</td> <td>39</td> <td>41</td> <td>72</td> <td>35</td> <td>38</td> <td>41</td> <td>54</td> <td>55</td> <td>27</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>教員1人当たりの学生数</td> <td>10.5</td> <td>6.1</td> <td>3.9</td> <td>2.8</td> <td>2.7</td> <td>4.0</td> <td>2.2</td> <td>4.2</td> <td>4.1</td> <td>6.0</td> <td>3.1</td> <td>1.9</td> <td>2.5</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="379 1713 970 1861"> <thead> <tr> <th colspan="9">音楽学部</th> </tr> <tr> <th></th> <th>作曲</th> <th>指揮</th> <th>ピアノ</th> <th>弦楽</th> <th>管・打楽</th> <th>声楽</th> <th>音楽学</th> <th>日本音楽研究</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教員数</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>23</td> <td>14</td> <td>20</td> <td>11</td> <td>4</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>学生数</td> <td>15</td> <td>8</td> <td>71</td> <td>64</td> <td>68</td> <td>70</td> <td>17</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>教員1人当たりの学生数</td> <td>2.5</td> <td>1.6</td> <td>3.1</td> <td>4.6</td> <td>3.4</td> <td>6.4</td> <td>4.3</td> <td>2.7</td> </tr> </tbody> </table>	美術学部															日本画	油画	版画	彫刻	構想設計	V D	P D	環境	陶磁器	漆工	染織	総芸	保存修復	教員数	7	7	3	4	3	4	3	3	5	4	4	10	3	学生数	136	98	35	39	41	72	35	38	41	54	55	27	10	教員1人当たりの学生数	19.4	14.0	11.7	9.8	13.7	18.0	11.7	12.7	8.2	13.5	13.8	2.7	3.3	音楽学部										作曲	指揮	ピアノ	弦楽	管・打楽	声楽	音楽学	日本音楽研究	教員数	3	1	5	3	3	5	4	3	学生数	15	8	71	64	68	70	17	8	教員1人当たりの学生数	5.0	8.0	14.2	21.3	22.7	14.0	4.3	2.7	美術学部															日本画	油画	版画	彫刻	構想設計	V D	P D	環境	陶磁器	漆工	染織	総芸	保存修復	教員数	13	16	9	14	15	18	16	9	10	9	18	14	4	学生数	136	98	35	39	41	72	35	38	41	54	55	27	10	教員1人当たりの学生数	10.5	6.1	3.9	2.8	2.7	4.0	2.2	4.2	4.1	6.0	3.1	1.9	2.5	音楽学部										作曲	指揮	ピアノ	弦楽	管・打楽	声楽	音楽学	日本音楽研究	教員数	6	5	23	14	20	11	4	3	学生数	15	8	71	64	68	70	17	8	教員1人当たりの学生数	2.5	1.6	3.1	4.6	3.4	6.4	4.3	2.7
美術学部																																																																																																																																																																																																																																							
	日本画	油画	版画	彫刻	構想設計	V D	P D	環境	陶磁器	漆工	染織	総芸	保存修復																																																																																																																																																																																																																										
教員数	7	7	3	4	3	4	3	3	5	4	4	10	3																																																																																																																																																																																																																										
学生数	136	98	35	39	41	72	35	38	41	54	55	27	10																																																																																																																																																																																																																										
教員1人当たりの学生数	19.4	14.0	11.7	9.8	13.7	18.0	11.7	12.7	8.2	13.5	13.8	2.7	3.3																																																																																																																																																																																																																										
音楽学部																																																																																																																																																																																																																																							
	作曲	指揮	ピアノ	弦楽	管・打楽	声楽	音楽学	日本音楽研究																																																																																																																																																																																																																															
教員数	3	1	5	3	3	5	4	3																																																																																																																																																																																																																															
学生数	15	8	71	64	68	70	17	8																																																																																																																																																																																																																															
教員1人当たりの学生数	5.0	8.0	14.2	21.3	22.7	14.0	4.3	2.7																																																																																																																																																																																																																															
美術学部																																																																																																																																																																																																																																							
	日本画	油画	版画	彫刻	構想設計	V D	P D	環境	陶磁器	漆工	染織	総芸	保存修復																																																																																																																																																																																																																										
教員数	13	16	9	14	15	18	16	9	10	9	18	14	4																																																																																																																																																																																																																										
学生数	136	98	35	39	41	72	35	38	41	54	55	27	10																																																																																																																																																																																																																										
教員1人当たりの学生数	10.5	6.1	3.9	2.8	2.7	4.0	2.2	4.2	4.1	6.0	3.1	1.9	2.5																																																																																																																																																																																																																										
音楽学部																																																																																																																																																																																																																																							
	作曲	指揮	ピアノ	弦楽	管・打楽	声楽	音楽学	日本音楽研究																																																																																																																																																																																																																															
教員数	6	5	23	14	20	11	4	3																																																																																																																																																																																																																															
学生数	15	8	71	64	68	70	17	8																																																																																																																																																																																																																															
教員1人当たりの学生数	2.5	1.6	3.1	4.6	3.4	6.4	4.3	2.7																																																																																																																																																																																																																															
<b>自己評価</b>	<p>少人数教育については、おおむね実現できているものの、専攻によってのばらつきも見られることから、専攻間における学生数の増減に合わせて柔軟に教員を配置するなどの対策が必要であると考えられる。</p>																																																																																																																																																																																																																																						
<b>関連資料</b>	<p>美術学部履修の手引き（美術学部学科科目一覧）、音楽学部履修の手引き（音楽学部選択科目b群）  <a href="#">美術学部の教員</a>、<a href="#">音楽学部の教員</a></p>																																																																																																																																																																																																																																						

タイトル (No. 2)	芸術大学ならではの実技教育の実践について																		
取組の概要	芸術大学としての美術・音楽それぞれの特性を踏まえた、実技を重視した専門性の深化に取り組んでいる。加えて、美術においては専攻横断的な教育研究を行っている。在学中の専攻学科を超えた繋がりや、興味関心の広がり、研究に関わる機会ができることで、個々の学生の可能性を限定しない教育を実践している。																		
取組の成果	<p>1 専攻を横断する教育について</p> <p>美術学部の特徴的な取組として、1回生は前期に所属専攻に関わらず、あらゆる専攻分野の実技を学ぶ総合基礎実技を必修科目としている。これはカリキュラム・ポリシーに掲げる「専攻を横断する教育課程」を実践するもので、専攻分野だけでなくその他の分野を経験することで広い視野を持つ機会を与えている。</p> <p>また、一定のテーマに沿って、学生と教員が専攻を越えて実践的な研究活動を行い、芸術に関わる幅広い視野と探求心、コミュニケーション能力を養うことを目的とした本学独自科目であるテーマ演習を設けている。テーマ演習は、昭和45年に開始した「研究テーマ」を受け継ぐものであり、本学が継続的に取り組んでいるものである。</p> <p>加えて、美術学部では希望する学生が一定の条件を満たすと転科転専攻が可能となる制度を設けている。さらに、令和5年度に予定しているキャンパス移転では、施設内に特定の専攻等に限定されない共有工房を備える予定である。これにより、制作現場における自然なコミュニケーションの発生を促すとともに、より一層専攻を超えた広い視野を持って制作できる環境を確保できることになる。</p> <p>音楽学部においては徹底して実技を重視した教育を実践している。それぞれの楽器の専門性を進化させるだけでなく、オーケストラやアンサンブルを必修科目として設けており、他者と合わせることの重要性を学ぶ教育を実現している。ピアノ専攻や声楽専攻の学生もソリストとしてオーケストラに関われるよう、定期演奏会では必ず年1回は協奏曲を実施している。ただし、ソリストは各専攻の成績優秀者によるオーディションにより選ばれるなど、ここでも厳しい実技教育が実践されている。</p> <p>2 学部を横断する教育について</p> <p>専攻を横断する教育に加え、学部や研究機関を横断する教育も実施されている。学内を横断する教育として、美術学部と音楽学部との単位互換制度がある。これに加え、平成29年度から学部間の垣根を超えた合同授業を実施している【表Ⅲ-2】。これは、美術・音楽両学部の学生が共通の目的を持って学ぶことで相互理解を図るとともに、自己自身や表現そのものを問い直し、広く芸術及び芸術家についての理解を深めるきっかけを提供する試みである。合同授業の実施に当たっては、両学部の教員間での意見交換から発案されたアイデアについて、美術・音楽両学部の教務委員会や教授会での協議を経て、実現した。</p> <p>【表Ⅲ-2】平成29年度以降の合同授業一覧</p> <table border="1" data-bbox="311 1500 1417 1765"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成29～30年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講義名</td> <td>新・音響彫刻プロジェクト</td> <td>音楽学部と美術学部の吹き溜まり</td> <td>卒業後の人生を考える</td> <td>卒業後の人生を考える</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td>音を発生させ、それを共振・共鳴させながら増幅していくという楽器の原理を理解するとともに、現代の素材を用い、身体の動きや姿勢と結びつく形状を持つ新しい「楽器」を考案する。</td> <td>時間をかけて音楽学部と美術学部の学生と一緒にできることを探してみる。楽しく集うことが出来る場所、吹き溜まりのような場所を耳と目を使い歩きながら探す。</td> <td>芸術家の生活について様々な意見を出し合い、じっくりと考える。また、卒業後の人生を模索することで、卒業後芸術活動を続けていくための基盤を作る。</td> <td>芸術家の生活について様々な意見を出し合い、じっくりと考える。また、卒業後の人生を模索することで、卒業後芸術活動を続けていくための基盤を作る。 (コロナにより中止)</td> </tr> </tbody> </table>				年度	平成29～30年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	講義名	新・音響彫刻プロジェクト	音楽学部と美術学部の吹き溜まり	卒業後の人生を考える	卒業後の人生を考える	内容	音を発生させ、それを共振・共鳴させながら増幅していくという楽器の原理を理解するとともに、現代の素材を用い、身体の動きや姿勢と結びつく形状を持つ新しい「楽器」を考案する。	時間をかけて音楽学部と美術学部の学生と一緒にできることを探してみる。楽しく集うことが出来る場所、吹き溜まりのような場所を耳と目を使い歩きながら探す。	芸術家の生活について様々な意見を出し合い、じっくりと考える。また、卒業後の人生を模索することで、卒業後芸術活動を続けていくための基盤を作る。	芸術家の生活について様々な意見を出し合い、じっくりと考える。また、卒業後の人生を模索することで、卒業後芸術活動を続けていくための基盤を作る。 (コロナにより中止)
年度	平成29～30年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度															
講義名	新・音響彫刻プロジェクト	音楽学部と美術学部の吹き溜まり	卒業後の人生を考える	卒業後の人生を考える															
内容	音を発生させ、それを共振・共鳴させながら増幅していくという楽器の原理を理解するとともに、現代の素材を用い、身体の動きや姿勢と結びつく形状を持つ新しい「楽器」を考案する。	時間をかけて音楽学部と美術学部の学生と一緒にできることを探してみる。楽しく集うことが出来る場所、吹き溜まりのような場所を耳と目を使い歩きながら探す。	芸術家の生活について様々な意見を出し合い、じっくりと考える。また、卒業後の人生を模索することで、卒業後芸術活動を続けていくための基盤を作る。	芸術家の生活について様々な意見を出し合い、じっくりと考える。また、卒業後の人生を模索することで、卒業後芸術活動を続けていくための基盤を作る。 (コロナにより中止)															
自己評価	各学部で長く保たれてきた専攻横断授業に加え、近年開始された美術・音楽学部間の合同授業の実施については他の分野の知識を身につけるための手段として有意義なものと考えており、今後も継続ならびに提供科目数の増加に努めたい。																		
関連資料	<a href="#">教育研究理念</a> <a href="#">美術学部カリキュラム・ポリシー・音楽学部カリキュラム・ポリシー</a> <a href="#">大学案内</a>																		

<b>タイトル (No. 3)</b>	地域社会との連携について
<b>取組の概要</b>	地域に根差す大学として、教育研究成果の市民への還元力を入れている。「芸術であること」、「京都にあること」を念頭に、本学にしかできないアプローチで芸術の裾野を広げ、多様な文化的背景を持つ京都の新しい歴史と創造的な地域社会の構築の一助となるよう、様々な取組を行っている。
<b>取組の成果</b>	<p>本学は開学以来京都に根差す芸術大学として、様々な教育研究を行い、その成果を市民へ還元することに努めるとともに、本学にしかできないアプローチで地域社会とも連携を行ってきた。これは、教育研究理念の3つの柱のうちの1つに「地域社会との連携」を掲げるとともに、音楽学部ディプロマ・ポリシーでも「社会に対して創造的に発信」することを掲げていることにも現れている。この具体例として、以下の内容が挙げられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 祇園祭の鷹山復興デザイン作成 平成29年度から、美術学部の講義「祇園祭の鷹山の復興デザイン計画」において、受講学生が祇園祭や鷹山について調査見学等を行い、鷹山保存会と連携しながら鷹山の囃子方等の衣装のデザインを行った。</li> <li>2 作品展の開催 本学では、美術学部1回生から修士課程まですべての美術学部生美術研究科生が参加する作品展を毎年2月に開催している。昭和31年度の行事予定表に「美大作品展」として記録されているほど、長い歴史を有するものである。作品展により、市民が大学の教育の成果に触れる機会を多く確保している。</li> <li>3 定期演奏会の開催 本学では、音楽学部音楽研究科の学生の研究成果として、昭和28年から定期演奏会を開催しており、現在はオペラも含め年3回開催している。また、京都市内で学外演奏会を開催することで、市民が大学の教育の成果に触れる機会を多く確保している。</li> <li>4 サマーアートスクールや公開講座等について 本学の教育資源を還元することを目的に、市民を対象とした美術学部教員の実技指導講義を受けられるサマーアートスクールを毎年開講している。また、日本伝統音楽研究センターの研究成果を市民に還元するための取組として、平成13年から公開講座、でんおん連続講座、伝音セミナー等を開催している。</li> <li>5 京都市交響楽団との連携について 令和元年度より、京都市交響楽団が本学の学生に大学で積んだ研鑽の実践的な学びの場を提供することで、未来の優れた音楽家を育成し、京都市の芸術文化の発展に寄与することを目的として、京都市交響楽団との間で協定を締結した。これにより、令和元年度は合計8回15人が京都市交響楽団の演奏会に参加した(新型コロナウイルス感染症の影響で、令和元年度は3回6人について演奏会が中止となり、令和2年度は実施されなかった)。</li> <li>6 その他の連携事業 その他の連携事業として、京都駅ビル東広場の活性化事業、祇園祭うちわデザイン、キリン一番搾り期間限定コラボショップの立ち上げ、京都市動物園のデザイン制作委託等、産学官での連携した事業を展開している。 以上のように、本学での教育研究の成果を、祇園祭のような京都の伝統的な文化から京都駅ビルの活性化のような京都の新しい歴史の構築にまで活かすことができている。京都に根差した芸術大学として様々な取組を実践するとともに、演奏会や公開講座などを実施し、本学での教育研究成果を市民に広く還元する取組を実践している。 さらに、本学は令和5年に大学移転を控えている。移転先は京都駅周辺で多くの人が集まる場所であり、地域社会とのさらなる連携が期待できる。特に移転先の大学キャンパスは大学を囲む塀等がなく、地域社会に開かれたキャンパスとなる設計となっている。また、移転先での作品展の開催や設置されるホールでの演奏会など地域社会との連携がさらに強化される予定である。</li> </ol>
<b>自己評価</b>	<p>京都の芸術大学として、本学独自のアプローチで地域社会と様々な連携を図っているといえる。また、芸術教育という特性を活かした形で教育成果について、分かりやすく市民に還元することが出来ているといえる。</p> <p>令和5年に予定されている京都駅東部への大学移転を契機に、地理的な利便性が向上することから、より広く市民に教育研究成果を還元できる仕組みを今後学内で協議していく予定である。</p>
<b>関連資料</b>	<a href="#">教育研究理念</a> 、 <a href="#">音楽学部ディプロマ・ポリシー</a> 、 <a href="#">大学案内</a> <a href="#">サマーアートスクール案内</a> 、 <a href="#">でんおんセミナー案内</a>

タイトル (No. 4)	芸術資源のアーカイブと公開に関する取組について																																
取組の概要	<p>本学の長い教育研究の歴史の中で蓄積されてきた芸術作品や各種資料，展覧会や演奏会を含む教育に関する記録，さらには新たに作成収集した資料等を，学部や専攻などの境界を越えた芸術資源として捉え直し，次世代の創造的な芸術文化を醸成するために活用する取組を行っている。</p>																																
取組の成果	<p>教育研究理念にある「芸術創造と研究の拠点」の一翼を担うものとして，平成26年度に発足した芸術資源研究センターは，140年を超える本学の歴史において培われてきた作品資料記録などの芸術資源，さらには地域の文化資源を，単に保存するのではなく創造的に活用するための研究を行なっている。記録や資料を，新たな芸術の創造と教育に活用されるべき「芸術資源」という観点から研究することによって，「創造のためのアーカイブ」を創出することを目的とした研究機関である。</p> <p>研究活動は，継続的に行う基礎研究と，一定期間で総括する重点研究とを両輪として，学部や所属を問わず様々な専門性を持つ教員研究者によって編成される領域横断的な研究チームによって行われている。これまでに29の研究プロジェクトが立ち上がり，現在23のプロジェクトが継続的に活動が続いている。</p> <p>当該センターは，学内外の研究者や実践者と連携しつつ，芸術及び芸術大学におけるアーカイブの可能性を検討し，その理解を深めるために，研究会「アーカイブ研究会」を継続的に開催しているのに加え，年1回程度，学内外の研究者や実践者が重要な研究課題について共同で討議するためのシンポジウムを開催している【表Ⅲ-3】。令和3年度は，すべての研究会とシンポジウムをオンラインで配信する体制を整えて，場所を問わずに参加視聴が可能となっている。参加者からは「とても興味深くお話を伺いました。次回も楽しみにしています。」等の声が寄せられており，オンラインでの配信を引き続き検討している。</p> <p>【表Ⅲ-3】平成26年以降アーカイブ研究会及びシンポジウム開催数</p> <table border="1" data-bbox="280 1099 1370 1272"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成26年</th> <th>平成27年</th> <th>平成28年</th> <th>平成29年</th> <th>平成30年</th> <th>令和元年</th> <th>令和2年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アーカイブ研究会</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>シンポジウム</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>9</td> <td>8</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>学部や専攻の境界を越えた利用を進めるため，作成したアーカイブに関しては，令和元年度に閲覧と公開に関する指針を定め，資料の著作権者による利用許諾などの権利処理を施したのち原則としてすべて公開し，インターネット上ないし当該センター内にて閲覧することと定めている。</p> <p>以上の研究成果については，当該センターのWebサイトやニューズレター（令和元年度まで），各種出版物や展示，また令和2年度より刊行を開始した研究紀要『COMPOST』などを通じて，広く公開している。</p>		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	アーカイブ研究会	7	5	3	5	4	4	4	シンポジウム	2	3	1	1	1	0	1	合計	9	8	4	6	5	4	5
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年																										
アーカイブ研究会	7	5	3	5	4	4	4																										
シンポジウム	2	3	1	1	1	0	1																										
合計	9	8	4	6	5	4	5																										
自己評価	<p>学部や専攻ごとに保管していた資料や記録を，学内及び地域や学外の人々にも利用可能な「芸術資源」という土壌として横断的に可視化する取組が，さまざまな研究プロジェクトとして組織的継続的に行われている。研究成果の公開は『COMPOST』の刊行によって進んでいるが，デジタルアーカイブについては，2023年の移転に合わせて大学全体の情報環境を再設計するための議論と連携しつつ継続中であり，現在はその多くがセンター内での閲覧にとどまっている。</p>																																
関連資料	<p><a href="#">教育研究理念</a>  <a href="#">アーカイブ研究会に関するお知らせ</a>  <a href="#">シンポジウムに関するお知らせ</a>  <a href="#">アーカイブの閲覧と公開に関する指針</a>  <a href="#">『COMPOST』</a></p>																																

<b>タイトル (No. 5)</b>	学生の自主的実践的な活動を支援する取組について																																										
<b>取組の概要</b>	京都を中心とした企業や篤志家からの寄付金を財源に、教育研究環境の充実や、展覧会・演奏会などの学生の自主的・実践的な活動に補助を行い、学生が創造性や発信力を自ら伸ばす機会を増やすことによって、次世代の芸術文化を先導し、国内外の芸術文化の発展に寄与できる人材を育成する取組を行っている。また、学生の成果発表の場に寄付者を招待するなど、寄付者と学生との交流の場を設け、成果を地域へ還元する取組を行っている。（「未来の芸術家支援『のれん百人衆』制度」）																																										
<b>取組の成果</b>	<p>1 経緯</p> <p>画材や楽器等の購入、展覧会や演奏会の開催などに経費を必要とする学生を支援し、制作や練習、発表の機会を増やすことで、創造性や表現力、発信力を伸ばし、芸術文化の継承・発展を担う人材となるよう、企業や篤志家に後盾となっていただくとともに、成果を還元する制度として創設した。</p> <p>2 寄付金の募集について</p> <p>平成28年度から、主に京都の企業を対象に1口30万円×5年を基本に、息の長い寄付の募集を開始した。その結果、33人・社、計28,910千円の寄付を獲得した（令和3年3月末時点）。</p> <p>3 学生の自主的・実践的な活動の支援について</p> <p>寄付金を財源として、制作・演奏に必要な機器や楽譜等の購入など、教育研究環境の充実を行うほか、大学主催で学生が中心となって行う展覧会・演奏会（卒業演奏会や作品展など）の開催経費の補助を行っている。平成30年からは、学生から制作発表や演奏活動を募集し、活動内容や収支計画などを審査の上、補助金を交付することにより、学生の自主的な活動の支援を行っている。</p> <p>寄付金の使途は理事会で議論して決定し、また支援を行う学生の自主的な活動は、理事や部局長からなる審査委員会で審査の上、決定している。</p> <p>【表Ⅲ-4】補助金の実績（過去5年分）</p> <p style="text-align: center;">＜補助の実績＞ <span style="float: right;">（単位：千円）</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">使 途</th> <th style="width: 12.5%;">平成28年度</th> <th style="width: 12.5%;">平成29年度</th> <th style="width: 12.5%;">平成30年度</th> <th style="width: 12.5%;">令和元年度</th> <th style="width: 12.5%;">令和2年度(予定)</th> <th style="width: 12.5%;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育研究環境の充実</td> <td>2,145</td> <td>1,945</td> <td>1,738</td> <td>1,534</td> <td>1,500</td> <td>8,862</td> </tr> <tr> <td>本学主催の展覧会演奏会</td> <td>979</td> <td>814</td> <td>917</td> <td>855</td> <td>1,000</td> <td>4,565</td> </tr> <tr> <td>学生の自主的な活動支援</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>962</td> <td>788</td> <td>1,690</td> <td>3,440</td> </tr> <tr> <td>制度の運営費</td> <td>325</td> <td>157</td> <td>156</td> <td>96</td> <td>100</td> <td>834</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>3,449</td> <td>2,916</td> <td>3,772</td> <td>3,273</td> <td>7,290</td> <td>20,700</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 支援の結果について</p> <p>(1) 支援内容と成果について</p> <p>学生個人やクラブによる自主的な展覧会・演奏会の開催、演奏の動画配信やバーチャル展示会等の活動に対し、会場費や設営費、運送費、制作費、楽譜購入費、印刷製本費等に対する補助など、学生の自主的・実践的な活動への補助を行っている。なお、補助に当たっては、審査委員会のコメントを付し、改善を促すなどしている。この補助を通じ、学生が制作・演奏活動に積極的に取組んだり、経験したことのないことに挑戦するとともに、展覧会・演奏会の企画運営や収支計画に自ら携わることで、制作や演奏をするうえでの新たな視点・表現方法を獲得したり、イベントの運営に関する経験値を積むなど、学生の成長につながっている。</p> <p>(2) 寄付者への成果報告について</p> <p>寄付者に対して支援の成果を報告する「成果報告会」には、毎年10名前後の寄付者にご出席いただき、学生の作品の鑑賞や学生との交流をしていただいているほか、演奏会などにも招待しており、これらに複数回参加していただいている寄付者や、また参加したいなど好意的なご意見をいただいた寄付者がいるなど、大学を支援していただく層の拡大につながっている。</p>	使 途	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(予定)	合計	教育研究環境の充実	2,145	1,945	1,738	1,534	1,500	8,862	本学主催の展覧会演奏会	979	814	917	855	1,000	4,565	学生の自主的な活動支援	0	0	962	788	1,690	3,440	制度の運営費	325	157	156	96	100	834	合 計	3,449	2,916	3,772	3,273	7,290	20,700
使 途	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(予定)	合計																																					
教育研究環境の充実	2,145	1,945	1,738	1,534	1,500	8,862																																					
本学主催の展覧会演奏会	979	814	917	855	1,000	4,565																																					
学生の自主的な活動支援	0	0	962	788	1,690	3,440																																					
制度の運営費	325	157	156	96	100	834																																					
合 計	3,449	2,916	3,772	3,273	7,290	20,700																																					
<b>自己評価</b>	寄付金を財源として学生を支援しその成果報告を行うことにより、自主的な活動の実践に取組む学生の経験値を高め、創造性や発信力を伸ばし、将来の活動に結び付けることができるとともに、芸術に高い関心を持つ地域の個人企業と学生との交流にもつながっており、有意義で特色ある取組である。																																										
<b>関連資料</b>	<a href="#">未来の芸術家支援「のれん百人衆」パンフレット</a> 、「のれん百人衆」支援金のご案内、令和2年度未来の芸術家支援「のれん百人衆」からの支援金交付申請書、成果報告書																																										

認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式1 (令和3年5月1日現在)

事項		記入欄							備考		
大学の名称		公立大学法人京都市立芸術大学									
学校本部の所在地		京都府京都市西京区大枝沓掛町13-6									
教育研究組織	学部・学科等の名称	開設年月日	所在地					備考			
	美術学部美術科 美術学部デザイン科 美術学部工芸科 美術学部総合芸術学科 音楽学部音楽学科	昭和57年4月 昭和57年4月 昭和57年4月 平成11年4月 昭和44年4月	京都府京都市西京区大枝沓掛町13-6								
大学院課程	研究科・専攻等の名称	開設年月日	所在地					備考			
	美術研究科絵画専攻 美術研究科彫刻専攻 美術研究科デザイン専攻 美術研究科工芸専攻 美術研究科芸術学専攻 美術研究科保存修復専攻 美術研究科博士(後期)課程 音楽研究科作曲・指揮専攻 音楽研究科器楽専攻 音楽研究科声楽専攻 音楽研究科音楽学専攻 音楽研究科日本音楽研究専攻 音楽研究科博士(後期)課程	昭和55年4月 昭和55年4月 昭和55年4月 昭和55年4月 昭和55年4月 平成12年4月 平成12年4月 平成16年4月 昭和55年4月 昭和55年4月 平成16年4月 平成25年4月 平成12年4月	京都府京都市西京区大枝沓掛町13-6								
学士課程	学部・学科等の名称	専任教員等							非常勤 教員	専任教員一人 あたりの在籍 学生数	備考
		教授	准教授	講師	助教	計	基準数	うち教授数			
	美術学部美術科	15人	9人	3人	0人	27人	9人	5人	—	42人	12人
	美術学部デザイン科	6人	2人	1人	0人	9人	6人	3人	—	43人	14人
	美術学部工芸科	8人	4人	2人	0人	14人	6人	3人	—	24人	10人
	美術学部総合芸術学科	5人	3人	0人	0人	8人	6人	3人	—	6人	2人
	音楽学部音楽学科	13人	8人	2人	0人	23人	10人	5人	—	116人	11人
	共通教育	0人	4人	1人	0人	5人	—	—	—	—	—
	教職課程	2人	0人	1人	0人	3人	—	—	—	—	—
	(大学全体の収容定員に応じた教員数)	—	—	—	—	—	12人	6人	—	—	—
計	49人	30人	10人	0人	89人	49人	25人	0人	231人	人	
教員組織	研究科・専攻等の名称	研究指導教員及び研究指導補助教員							助手	非常勤 教員	備考
		研究指導 教員	うち 教授数	研究指導 補助教員	計	研究指導 教員 基準数	うち 教授数	研究指導 補助教員基準 数			
	美術研究科絵画専攻(M)	20人	10人	0人	20人	4人	3人	2人	6人	—	38人
	美術研究科彫刻専攻(M)	5人	3人	0人	5人	2人	2人	1人	3人	—	4人
	美術研究科デザイン専攻(M)	9人	6人	0人	9人	4人	3人	2人	6人	—	43人
	美術研究科工芸専攻(M)	12人	6人	0人	12人	4人	3人	2人	6人	—	24人
	美術研究科芸術学専攻(M)	10人	7人	0人	10人	4人	3人	2人	6人	—	6人
	美術研究科保存修復専攻(M)	6人	5人	0人	6人	2人	2人	1人	3人	—	1人
	美術研究科博士(後期)課程美術専攻(D)	43人	34人	17人	60人	20人	14人	10人	30人	—	1人
	音楽研究科作曲・指揮専攻(M)	4人	2人	0人	4人	2人	2人	1人	3人	—	1人
	音楽研究科器楽専攻(M)	11人	8人	0人	11人	4人	3人	2人	6人	—	5人
	音楽研究科声楽専攻(M)	5人	2人	0人	5人	3人	2人	2人	5人	—	3人
	音楽研究科音楽学専攻(M)	3人	1人	0人	3人	2人	2人	1人	3人	—	0人
	音楽研究科日本音楽研究専攻(M)	3人	2人	0人	3人	2人	2人	1人	3人	—	0人
	音楽研究科博士(後期)課程音楽専攻(D)	19人	12人	4人	23人	11人	8人	6人	17人	—	0人
計	125人	85人	21人	146人	58人	44人	30人	88人	0人	84人	
校地等	区分	基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用		計	備考			
	校舎敷地面積	—	57,383 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>		57,383 m <sup>2</sup>				
	運動場用地	—	9,918 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>		9,918 m <sup>2</sup>				
	校地面積計	8,000 m <sup>2</sup>	67,301 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>		67,301 m <sup>2</sup>				
	その他	—	1,300 m <sup>2</sup>					1,300 m <sup>2</sup>			
	計	8,000 m <sup>2</sup>	67,301 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>		67,301 m <sup>2</sup>				
校舎	区分	基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用		計	備考			
	校舎面積計	9,032 m <sup>2</sup>	29,518 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>		29,518 m <sup>2</sup>				
	学部・研究科等の名称	室数									
	美術学部・研究科	67室									
	音楽学部・研究科	36室									
	日本伝統音楽研究センター	6室									
芸術資源研究センター	1室										

設 等 設 備 等	区分	講義室	実習室	演習室	情報処理学習施設	語学学習施設
	教室等施設	19 室	195 室	19 室	4 室	0 室
図 書 館 ・ 図 書 資 料 等	図書館等の名称	面積	閲覧座席数			
	附属図書館	1,202.76 m <sup>2</sup>	116 席			
	伝音図書室	181.43 m <sup>2</sup>	10 席			
	図書館等の名称	図書[うち外国書]	学術雑誌[うち外国書]		電子ジャーナル[うち国外]	
	附属図書館	142,274 [ 19,139 ] 冊	2,416 [ 165 ] 種		319 [ 319 ] 種	
	伝音図書室	25,510 [ 1,171 ] 冊	739 [ 24 ] 種		0 [ 0 ] 種	
	計	167,784 [ 20,310 ] 冊	3,155 [ 189 ] 種		319 [ 319 ] 種	
体育館	面積					
	1,385m <sup>2</sup>					

[注]

- 1 学部・学科、大学院研究科・専攻、別科・専攻科、研究所等ごとに記載してください（通信教育課程を含む）。
- 2 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等を担当する独立の組織や、附置研究所、附属病院等がある場合には、「別科・専攻科等」の欄に記載してください。
- 3 所在地について、2以上の校地において行う場合で当該校地にキャンパス名称があれば、当該所在地の後に「〇〇キャンパス」と記載してください。
- 4 教員組織の欄には、教育研究組織の欄で記載した組織単位で専任教員等及び非常勤教員の数を記入してください。また、上記2に記載した、学部教育を担当する独立の組織がある場合には、組織名は、「学部・学科等の名称」の欄に「その他の組織等（〇〇）」と記載し、専任教員等及び非常勤教員の数を記載してください。なお、その場合は、「基準数（及び「教授数」）」及び「専任教員一人あたりの在籍学生数」の欄は「—」としてください。
- 5 専任教員数の記入に際しては、休職、サバティカル制度等により一時的に大学を離れている場合も専任教員に算入してください。ただし、大学設置基準第11条における「授業を担当しない教員」は含めないでください。
- 6 「非常勤教員」の欄には、客員教員や特任教員等で専任の教員は含みません。
- 7 他の学部・学科等に所属する専任の教員であって、当該学部・学科等の授業科目を担当する教員（兼任）は、「非常勤教員」の欄には含めないでください。また、「専任教員等」の各欄にも含めないでください。
- 8 専任教員、研究指導教員及び研究指導補助教員の基準数については、それぞれ以下に定める教員数を記載してください。
  - ・大学設置基準第13条別表第一及び別表第二（備考に規定する事項を含む。）
  - ・大学通信教育設置基準第9条別表第一（備考に規定する事項を含む。）
  - ・大学院設置基準第9条の規定に基づく「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」（平成11年文部省告示第175号）別表第一、別表第二及び別表第三（備考に規定する事項を含む。）
  - ・「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第1条及び第2条
- 9 「うち実務家専任教員数」「うちみなし専任教員数」の欄については、「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第2条に定める実務の経験及び高度の実務の能力を有する専任教員（実務家専任教員）、及び1年につき6単位以上の授業科目を担当し教育課程の編成その他専門職学位課程を置く組織の運営に責任を担う専任教員以外の者（みなし専任教員）の教員数を記入してください。
- 10 「学士課程」のうち、薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部・学科等については、「専任教員等」欄に記入した専任教員のうちの実務家教員の数を「備考欄」に記入してください。実務家教員中にみなし専任教員がいる場合は、さらにその内数を実務家教員の数に（ ）で添えて記入してください。

なお、ここにいう「実務家教員」及び「みなし専任教員」については、それぞれ「大学設置基準別表第一備考第九号の規定に基づき薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る専任教員について定める件」（平成16年文部科学省告示第175号）第1項及び同第2項に定める教員を指します。
- 11 「専任教員1人あたりの在籍学生数」の欄には、様式2の在籍学生数/本表の専任教員数計により、算出してください。
- 12 「校舎敷地面積」、「運動場用地」の欄は、大学設置基準上算入できるものを含めてください。
- 13 寄宿舎その他大学の附属病院以外の附属施設（大学設置基準第39条第1項を参照）用地、附置研究所用地、駐車場、大学生協用地など大学設置基準上「校地」に算入できない面積は「校地等」の「その他」の欄に記入してください。
- 14 「校舎面積計」の欄は、学校基本調査の学校施設調査票（様式第20号）における学校建物の用途別面積の「校舎」の面積の合計としてください。
- 15 校地面積、校舎面積の「専用」の欄には、当該大学が専用で使用する面積を記入してください。「共用」の欄には、当該大学が他の学校等と共用する面積を記入してください。「共用する他の学校等の専用」の欄には、当該大学の敷地を共用する他の学校等が専用で使用する敷地面積を記入してください。
- 16 「基準面積」の欄は、大学設置基準第37条における「大学における校地」の面積（附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。）または大学通信教育設置基準第10条の校舎等の施設の面積としてください。
- 17 「教員研究室」の欄は、専任教員数に算入していない教員の研究室は記入する必要はありません。なお、複数の助教等が共同して1室で執務する場合は、教員数を室数に換算してください。

認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式2(令和3年5月1日現在)

学部

学部名	学科名	項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	入学定員に対する平均比率	備考
美術学部	美術科	志願者数	279	270	227	227	264	100%	
		合格者数	70	70	70	71	71		
		入学者数	70	70	70	70	70		
		入学定員	70	70	70	70	70		
		入学定員充足率	100%	100%	100%	100%	100%		
		在籍学生数	286	287	296	294	301		
		収容定員	280	280	280	280	280		
	収容定員充足率	102%	103%	106%	105%	108%			
	デザイン科	志願者数	154	132	112	86	98	100%	
		合格者数	31	30	30	31	31		
		入学者数	30	30	30	30	30		
		入学定員	30	30	30	30	30		
		入学定員充足率	100%	100%	100%	100%	100%		
		在籍学生数	127	126	123	122	121		
		収容定員	120	120	120	120	120		
	収容定員充足率	106%	105%	103%	102%	101%			
	工芸科	志願者数	90	89	84	85	65	100%	
		合格者数	31	30	30	31	31		
		入学者数	30	30	30	30	30		
		入学定員	30	30	30	30	30		
		入学定員充足率	100%	100%	100%	100%	100%		
		在籍学生数	120	123	124	122	125		
		収容定員	120	120	120	120	120		
	収容定員充足率	100%	103%	103%	102%	104%			
総合芸術学科	志願者数	14	16	16	17	7	100%		
	合格者数	5	5	5	5	6			
	入学者数	5	5	5	5	5			
	入学定員	5	5	5	5	5			
	入学定員充足率	100%	100%	100%	100%	100%			
	在籍学生数	22	21	18	18	19			
	収容定員	20	20	20	20	20			
収容定員充足率	110%	105%	90%	90%	95%				
音楽学部	音楽学科	志願者数	207	197	207	198	206	100%	
		合格者数	66	66	65	66	65		
		入学者数	65	65	65	65	65		
		入学定員	65	65	65	65	65		
		入学定員充足率	100%	100%	100%	100%	100%		
		在籍学生数	260	264	264	259	263		
		収容定員	260	260	260	260	260		
収容定員充足率	100%	102%	102%	100%	101%				
学部合計	志願者数	744	704	646	613	640	100%		
	合格者数	203	201	200	204	204			
	入学者数	200	200	200	200	200			
	入学定員	200	200	200	200	200			
	入学定員充足率	100%	100%	100%	100%	100%			
	在籍学生数	815	821	825	815	829			
	収容定員	800	800	800	800	800			
収容定員充足率	102%	103%	103%	102%	104%				

大学院

研究科名	専攻名	項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	入学定員に対する平均比率	備考
美術研究科	絵画	志願者数	60	46	47	61	73	117%	
		合格者数	30	27	33	29	35		
		入学者数	30	27	33	28	34		
		入学定員	26	26	26	26	26		
		入学定員充足率	115%	104%	127%	108%	131%		
		在籍学生数	62	59	62	62	66		
		収容定員	52	52	52	52	52		
	収容定員充足率	119%	113%	119%	119%	127%			
	彫刻	志願者数	6	10	5	9	24	96%	
		合格者数	5	6	2	6	6		
		入学者数	5	5	2	6	6		
		入学定員	5	5	5	5	5		
		入学定員充足率	100%	100%	40%	120%	120%		
		在籍学生数	10	10	7	8	13		
		収容定員	10	10	10	10	10		
	収容定員充足率	100%	100%	70%	80%	130%			
	デザイン	志願者数	17	22	22	22	69	127%	
		合格者数	5	13	12	12	17		
		入学者数	5	13	11	12	16		
		入学定員	9	9	9	9	9		
		入学定員充足率	56%	144%	122%	133%	178%		
		在籍学生数	11	18	24	24	31		
		収容定員	18	18	18	18	18		
	収容定員充足率	61%	100%	133%	133%	172%			
工芸	志願者数	17	17	18	27	23	103%		
	合格者数	16	12	12	18	12			
	入学者数	16	12	11	18	10			
	入学定員	13	13	13	13	13			
	入学定員充足率	123%	92%	85%	138%	77%			
	在籍学生数	29	29	23	28	28			
	収容定員	26	26	26	26	26			
収容定員充足率	112%	112%	88%	108%	108%				
芸術学	志願者数	5	4	3	5	8	87%		
	合格者数	3	3	2	3	3			
	入学者数	3	2	2	3	3			
	入学定員	3	3	3	3	3			
	入学定員充足率	100%	67%	67%	100%	100%			
	在籍学生数	6	7	5	5	8			
	収容定員	6	6	6	6	6			
収容定員充足率	100%	117%	83%	83%	133%				
保存修	志願者数	4	6	4	1	7	150%		
	合格者数	3	4	3	1	4			
	入学者数	3	4	3	1	4			
	入学定員	2	2	2	2	2			
	入学定員充足率	150%	200%	150%	50%	200%			

復	在籍学生数	4	7	8	4	5		
	収容定員	4	4	4	4	4		
	収容定員充足率	100%	175%	200%	100%	125%		
美術 （後期） 課程	志願者数	13	13	12	22	12		
	合格者数	7	7	6	9	6		
	入学者数	7	6	6	9	6		
	入学定員	16	16	16	16	16	43%	
	入学定員充足率	44%	38%	38%	56%	38%		
	在籍学生数	29	26	24	26	26		
	収容定員	48	48	48	48	48		
	収容定員充足率	60%	54%	50%	54%	54%		
音楽研究科	作曲・指揮	志願者数	2	6	4	3	2	
		合格者数	1	3	2	2	1	
		入学者数	1	3	2	2	1	
		入学定員	3	3	3	3	3	60%
	器楽	入学定員充足率	33%	100%	67%	67%	33%	
		在籍学生数	1	4	5	6	4	
		収容定員	6	6	6	6	6	
		収容定員充足率	17%	67%	83%	100%	67%	
	声乐	志願者数	31	29	37	33	30	
		合格者数	14	10	13	13	14	
		入学者数	14	10	13	13	14	
		入学定員	10	10	10	10	10	128%
音楽学	入学定員充足率	140%	100%	130%	130%	140%		
	在籍学生数	30	25	27	29	33		
	収容定員	20	20	20	20	20		
	収容定員充足率	150%	125%	135%	145%	165%		
日本音楽研究	志願者数	19	15	17	18	17		
	合格者数	6	6	6	6	6		
	入学者数	6	5	5	6	5		
	入学定員	5	5	5	5	5	108%	
音楽（後期） 課程	入学定員充足率	120%	100%	100%	120%	100%		
	在籍学生数	12	11	12	11	14		
	収容定員	10	10	10	10	10		
	収容定員充足率	120%	110%	120%	110%	140%		
博士（後期） 課程	志願者数	3	3	3	4	3		
	合格者数	1	1	1	1	1		
	入学者数	1	0	1	1	1		
	入学定員	3	3	3	3	3	27%	
博士（後期） 課程	入学定員充足率	33%	0%	33%	33%	33%		
	在籍学生数	2	1	1	2	3		
	収容定員	6	6	6	6	6		
	収容定員充足率	33%	17%	17%	33%	50%		
研究科合計	志願者数	3	4	6	4	4		
	合格者数	3	2	3	3	3		
	入学者数	3	2	3	3	3		
	入学定員	3	3	3	3	3	93%	
研究科合計	入学定員充足率	100%	67%	100%	100%	100%		
	在籍学生数	6	5	5	8	8		
	収容定員	6	6	6	6	6		
	収容定員充足率	100%	83%	83%	133%	133%		
研究科合計	志願者数	6	5	7	8	5		
	合格者数	4	1	2	1	1		
	入学者数	4	1	2	1	1		
	入学定員	5	5	5	5	5	36%	
研究科合計	入学定員充足率	80%	20%	40%	20%	20%		
	在籍学生数	14	11	9	9	9		
	収容定員	15	15	15	15	15		
	収容定員充足率	93%	73%	60%	60%	60%		
研究科合計	志願者数	186	180	185	217	277		
	合格者数	98	95	97	104	109		
	入学者数	98	90	94	103	104		
	入学定員	103	103	103	103	103	95%	
	入学定員充足率	95%	87%	91%	100%	101%		
	在籍学生数	216	213	212	222	248		
	収容定員	227	227	227	227	227		
	収容定員充足率	95%	94%	93%	98%	109%		

<編入学>

学部名	学科名	項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	備考
		入学者数(2年次)						
		入学定員(2年次)						
		入学者数(3年次)						
		入学定員(3年次)						
		入学者数(4年次)						
		入学定員(4年次)						
		入学者数(2年次)						
		入学定員(2年次)						
		入学者数(3年次)						
		入学定員(3年次)						
		入学者数(2年次)	0	0	0	0	0	
		入学定員(2年次)	0	0	0	0	0	
		入学者数(3年次)	0	0	0	0	0	
		入学定員(3年次)	0	0	0	0	0	
		入学者数(4年次)	0	0	0	0	0	
		入学定員(4年次)	0	0	0	0	0	

[注]

- 1 学生を募集している学部・学科（課程）、研究科・専攻、専攻科・別科等ごとに行を追加して作成してください。  
なお、学部・学科等を追加する場合は、直下に追加しないと集計値がずれてしまうので、注意して下さい。
- 2 昼夜開講制をとっている学部については、昼間主コースと夜間主コースにそれぞれ分けて記入してください。
- 3 学部・学科の改組等により、新旧の学部、学科が併存している場合には、新旧両方を併記し、「備考」に記載してください。
- 4 学部・学科、研究科・専攻等が完成年度に達していない場合、その旨を備考に記載してください。
- 5 募集定員が若干名の場合は、「0」と記載し、入学者数については実入学者数を記載してください。
- 6 入学定員充足率は、入学定員に対する入学者の割合、収容定員充足率は、収容定員に対する在籍学生数の割合としてください。
- 7 入学定員に対する平均比率は、過去5年分の入学定員に対する入学者の比率を平均したものが自動計算されます。
- 8 最新年度の秋入学については別途確認します。
- 9 編入学の定員を設定している場合、上の表（<編入学>の表ではない方）の入学定員には、編入学の定員を加えないでください。